

平安時代の皇太子在所と宮都

中町美香子

【要約】 本稿では、平安期の皇太子在所の所在地を明らかにし、それを通して政治形態や宮都の変化を考察した。当初東宮であった皇太子在所は、一〇世紀には内裏後宮へと移ったが、在所が宮城内（天皇宮内）に置かれるということは皇太子個々の事情によらない原則として維持されていた。ところが、一〇世紀末以降、里内裏使用時には、天皇との血縁関係や母親在所との関係による、外戚や院等との諸関係により在所が定められ、天皇とは必ずしも同所ではなくなった。更に、一一世紀後期にはこの変化は平安宮内裏にも及び、天皇が内裏に居住しても皇太子は必ずしも内裏に居住しなくなった。里第居住は皇太子の個人的諸関係が体現され、強化される居住形態であり、それは政治形態にも影響を与えたと考える。また、一一世紀後期の皇太子在所の変化は平安宮の意義の相対化、律令的都城の変質の側面を示すものでもあった。

史林 八五巻四号 二〇〇二年七月

はじめに

宮都の設計図やその実態は政治理念や政治形態を映すものと考えられ、飛鳥諸宮以来平安京に至るまで、宮都の構造やその変遷の研究はさかんに行われ、文献史料と発掘成果とが相補い、進展してきた。天皇の宮だけではなく、王権の一翼を担う太上天皇・后・皇太子の宮についても、所在地や構造等、検討が行われている。^①

しかし、平安中期以降には律令的都城の流れをくむ平安京は中世都市へと変貌していく。都市としての変貌はこれまで

にも様々な角度から検討が行われてきており、また、近年、院政期の京外院御所の、新たな都市形態という視点での研究も進められている。^②ところが、天皇在所が平安宮内裏から宮城外の里内裏へ移っていくにもかかわらず、天皇在所あるいは后や皇太子等の在所の変化について、これまで宮都研究の中で取り上げられる機会が少なく、なお検討の必要がある。

里内裏の沿革は、かつて橋本義彦氏により明らかにされた。^③しかし、その後、里内裏研究はあまり深化がなく、個々の邸宅研究や政務研究などで言及されることはあつたものの、宮都における位置付け等はこれまで十分に議論されてきたとはいえない。また、里内裏使用時の后や皇太子の在所にはまとまった研究が少なく、所在地自体も通史的に検討されてはいない。それはこの時期の史料から在所を抽出する煩雑さが原因の一端であると思われるが、それらを明らかにすることは、史料精読のために必要というだけでなく、里内裏という形態自体の理解、延いてはこの時期の宮都全体像の理解を深めることにも繋がると考える。

また、多様な視点から多くの研究が蓄積されてきた皇太子研究においても、平安時代——とくに一〇世紀以降の研究はやはり手薄な観がある。「単なる皇嗣」にすぎなくとも、次代の天皇である皇太子は存在自体が政治的であるといえ、その具体的検討は平安時代の政治史を考える上でも重要な要素となるであろう。

以上のように、本稿で研究対象として取り上げる皇太子在所は、平安宮内裏から里内裏へという宮都の変化の検討のためにも、政治形態の変化を検討する上でも有効な材料であると考ええる。

さて、平安初期から中期にかけての皇太子在所についての先行研究には、専論として山下克明氏の研究がある。^④そこでは、平安京遷都時の皇太子安殿親王以降、醍醐天皇期の皇太子保明親王まで、ほぼ代々の皇太子が、正式在所として宮城内の一角に恒久的に設置された「東宮」を在所としていたこと、その後、保明親王薨去を契機に東宮は凶事の場として忌避され、以後再び皇太子の居住をみることはなく、職曹司を経て内裏後宮の殿舎が在所として用いられるようになったこと、などの重要な指摘がなされている。

本稿では、この成果を基に、とくに一〇世紀から一二世紀にかけての皇太子在所を明らかにすることを第一の目的とし、そこから天皇在所との関係やこの時期の宮都について考察を試みたい。

なお、混乱を避けるため、本稿中、「東宮」という語は宮城内に皇太子在所として設けられていた特定の場所を指す語とし、それ以外の場所を在所としている場合や皇太子自身には用いない。また、平安宮内にある内裏は「平安宮内裏」あるいは「内裏」とし、宮城外(里)にある天皇在所を指すときには必ず「里」を冠して「里内裏」と表記するものとする。^⑤

① 先行研究は故筆にいとまないが、紙幅の都合上、太上天皇や後の宮

を含んだ近年の研究として、橋本義則「天皇宮・太上天皇宮・皇后

宮」(『古代王権と交流』五)やマト王権と交流の諸相」名著出版 一

九九四年)、「平安宮内裏の成立過程」(『平安宮成立史の研究』稿書房

一九九五年)をあげるにとどめる。

② 井上満郎「院政期における新都市の開発——白河と鳥羽をめぐる

——」(『中世日本の諸相』上 吉川弘文館 一九八九年)、美川圭

「鳥羽殿の成立」(『中世公武権力の構造と展開』吉川弘文館 二〇〇

一年)など。

③ 「里内裏」(『平安京の邸第』望後舎 一九八七年、初出は一九八

一年)。天皇在所の所在地は、その後、『平安京提要』(角川書店 一九

九四年)や「皇居行幸年表」(続群書類従完成会 一九九七年)等で
より詳細に示されている。

④ 「平安時代初期における『東宮』とその所在地について」(『古代文
化』三三一—二一九八一年)。本文で引く山下氏の見解はすべてこ
の論文による。

⑤ 橋本義彦氏は、里の天皇在所には後院、臣下私第、里亭皇居の別が
あるとされるが(『貴族政権の政治構造』(『平安貴族』平凡社 一九
八六年、初出は一九七六年)、それらの区別はつけず、すべて「里内
裏」とする。なお、後院は厳密には里内裏ではないが、便宜上、含め
て論じている。

一 皇太子の平安宮内裏居住

まず、平安宮内裏における皇太子の居住を見ておく。

平安宮内裏は遷都以来、常に天皇の正式な在所としてあった。しかし、憲平親王(冷泉)が皇太子であった天徳四年(九六〇)に焼亡して以降、内裏はしばしば火災に見舞われ、その度に里にある邸宅を里内裏として使用するようになる。

本来は仮の天皇在所であった里内裏は次第に頻度と期間を増し、一一世紀半ばの白河天皇期に平安宮内裏の焼亡なく里内裏を用いるようになり、一二世紀には通常の在所は里内裏、特別なときに平安宮内裏という傾向が強くなる。そして、ついに一三世紀初期には平安宮内裏は廃絶し、里内裏が唯一の天皇在所となる。では、天皇の内裏居住が変化するこの間、皇太子の内裏居住はいかなる形で行われたのだろうか。

八世紀末の安殿親王（平城）から一二世紀末の言仁親王（安徳）までの三十五例の皇太子を一覧にし、立太子後の在所と共に表1に示した。また、憲平親王以降については古記録等から調査した在所の移動を各々図に示した。ただし、皇太子時代に里第を用いていない守平親王（円融）、懐仁親王（一条）、在所が明らかでない敦明親王については図を省略した（図表は一括して末尾に付した）。

図は横軸に時間をとる。また、図中の横線はその邸宅への滞在、縦線は移動を表す。線が途切れているものは移動日（滞在期間）が不明なものである^③。同一の邸宅は同じ高さに示すが、複数の邸宅を同じ高さに示している場合もあるため、詳しくは各図下の説明を参照いただきたい。なお、寺社への参詣、二・三日内で元の場所に戻る行幸・行啓は原則として図示しなかった^④。

さて、山下氏の研究にあるように、皇太子の内裏居住は一〇世紀前期の寛明親王（朱雀）に始まる。それ以前は東宮を在所としていたが、寛明以後、成明親王（村上天皇）、憲平親王と内裏居住は続いていく。

憲平親王立太子時の在所決定に関する記事が、『九条殿記』（『御産部類記』所引）天曆四年（九五〇）六月二十六日条・七月一日条にある。このとき、保明親王薨去後使用されていなかった東宮は荒廢しており、また、職曹司も慶頼王が薨去した場所で憚があつて使用できず、皇太子在所をどこに置かかが問題となった。結局しばらくは藤原師輔等に居住するが、その後の在所に関しても村上天皇と師輔が意見を交わしている。村上が「東宮は皇太子之居処也、何依一度之凶事、長棄其処、宜加修造令住彼宮」と、皇太子の正式在所である東宮を主張したのに対し、東宮は凶事の場合であり、荒廢して

幼少の皇太子が居住するには畏があるとして師輔は反対した。そして、朱雀・村上の皇太子時代、内裏後宮を宿廬とした例を引きつつ、両親王は妃腹であったのでそれに依らず、貞観の代に右大臣藤原良相が中重に曹司を賜った例に倣い、桂芳坊を宿廬とすることを提案した。

この記事からわかるように、寛明・成明両親王が内裏後宮に在所を置いたのは「后腹」であったからであり、この段階では内裏居住はいまだ「后腹」を利用した臨時的措置であったと思われる。そのため、后腹でない憲平親王は内裏後宮へ入ることを憚り、最初は桂芳坊を在所としたのである。しかし、その後、結局は母の藤原安子立后以前に内裏後宮へ移った。これ以降、皇太子が妃腹か否かを問題にされることはなくなり、また、東宮が在所として候補にあがることも史料には見えなくなる。^⑤ 師貞親王（花山）は后腹でなく現天皇の皇子でもない、里第から直接に内裏後宮に入った初めての皇太子であった。以後、懷仁親王、居貞親王（二三条）と、同様の例が続き、内裏後宮は皇太子の在所として定着する。

ただし、内裏後宮が在所として定着したといっても、皇太子は常に内裏後宮に居住していたわけではない。憲平親王以降は内裏焼亡等により在所を里に置くことが増え、また、立太子時に天皇在所が里内裏であることも敦成親王（後一条）以後、しばしば見える。そこで、各皇太子の皇太子時代を通しての内裏居住も、図を参考に見ておきたい。図中、内裏は最上に示している。

憲平親王は先に述べたように立太子後はじめは桂芳坊を用いたが、天曆八年（九五四）以降は内裏後宮を在所とした。安子に伴って里に出ることや服などにより左近衛府に出ることもあったが（図1-7・20・22・24）、天皇在所が内裏である間、おおよそ内裏に居住している。内裏焼亡により冷泉院を在所としたが、天皇が再建された内裏に戻れば憲平も戻っている（図1-15）。師貞親王（図2）以降も、貞仁親王（白河）（図8）までは、一時的に内裏を出ることはあっても、原則として、天皇の内裏使用時には皇太子も必ずそこに居住しており、焼亡により里に移動しても、再建後は、天皇が戻れば必ず皇太子も速やかに戻っていることが見て取れる。^⑥ これは、皇太子と天皇の血縁には関係なく（表1参照）、いずれの皇太子でも

同様であった。

ところが、実仁親王（図9）以降になると、必ずしも天皇の内裏居住に連動して皇太子在所が内裏に置かれるわけではなくなる。例えば、実仁親王や宗仁親王（鳥羽）（図10）は立太子時、平安宮内裏が天皇在所であったにもかかわらず、内裏を在所とせず、里第を用いている。その後も皇太子時代を通して、天皇が内裏を在所としている期間もほとんど里第で過ごしており、内裏に入る場合でも短期間であることが多い。また、憲仁親王（高倉）（図13）は全く内裏を在所としない。ただし、この時期でも守仁親王（二条）（図12）の場合は後白河天皇が内裏にあるとき共に居住している（図12・18）。なお、体仁親王（近衛）（図11）や言仁親王（図14）の皇太子時代は天皇の内裏使用自体がない。

また、内裏後宮において使用した殿舎のわかるものを表2に示した。初めの寛明親王は母后と同じ殿舎である弘徽殿等を用いたが、以後は主には凝華舎か昭陽舎が用いられた。凝華舎と昭陽舎の使い分けの基準は明確には見えないが、血縁関係による差ではなく、加齢と共に凝華舎より昭陽舎を使用する傾向があったのではないかと思われる。もとは母の殿舎の傍ということで凝華舎であったのかもしれないが、それが先例となったのか、あるいは天皇の近辺が志向されたのか、その後も凝華舎が在所となるが多かった。そして、皇太子自身や天皇の結婚などによって後宮利用の便宜のため、天皇の居住空間である清涼殿と離れたところを在所とする方が都合のよい事情が生じてくると、昭陽舎が用いられるようになったのではないかと考える。^⑦

以上、皇太子の平安宮内裏居住を検討した。そこから以下のようなことが明らかになった。内裏後宮は一〇世紀前期に皇太子在所として登場し、一〇世紀後期には、東宮に代わり恒常的な在所として定着した。皇太子はその出自——妃腹か否かや、天皇との血縁など——に関係なく、必ず内裏後宮を在所とし、焼亡などにより里第を使用することはあっても、皇太子時代を通して天皇が平安宮内裏を在所としているときには同じくそこに居住した。すなわち、内裏居住は皇太子個々の事情によらない原則であったといえる。しかし、一一世紀後期にはその原則は崩れ出し、天皇が内裏を在所として

も皇太子が内裏を在所としないという例が現れてきた。

① 立太子同日踐祚の四例を含む。時康親王（光孝）・雅仁親王（後白河）は立太子が確認できないため除いた。

② 横軸の目盛りのとり方は各図で異なるので要注意（不均等部分には閏月を含む）。

③ 典拠番号がある場合、その時点までは滞在していたであろうことを示す。番号が付されていない場合は線の長さは便宜的なもの。なお、図中の邸宅の名称は複数ある場合でも便宜上統一して示している。また、邸宅に付けられる「院」「殿」「第」「宅」等の語は史料に見える語の一つをとって記し、特に使い分けはしていない。

④ 短期間で戻つていると思われる方違等で期間の不明なものも原則として除外。

⑤ ただし、当初、維持する意志はあったようである。山下氏の研究で

二 皇太子の里第居住

1 皇太子在所と里内裏

次に、憲平親王以降の皇太子の里第居住について、まずは天皇在所である里内裏との関係を検討する。便宜上、平安宮内裏居住の変化の境目であった実仁親王で前後に分け、再び図から見ていきたい。

まず、貞仁親王（図8）までを見る。図からは皇太子在所が里内裏と同所あるいは近所の場合と、他所（遠所）の場合のあることが読み取れる^①。

例えば、憲平親王は天徳四年（九六〇）の内裏焼亡によって、村上天皇と共に冷泉院に移っている（図11）。師貞親王

も指摘があったが、天祿四年（九七三）に東宮修造のため忌を勘申したことが、『小右記』治安三年（一〇三三）九月二日条に見える。

⑥ 図115、図310、図413、図719、図817等は、天皇の還御よりやや遅れて皇太子が戻るが、それでも約二か月以内には戻っている。

⑦ 守平は初め昭陽舎、後に凝華舎であり、他の例とは異なるが、立太子時、天皇は清涼殿を在所とせず麗景殿を用いており（安和元年一月八日に清涼殿に移御）、そのため、昭陽舎を使用したのではないだろうか。また、敦良は元服・結婚後もしばらく凝華舎を使用したことが、これは天皇が后を一人しかもたなかったことと関係があるのかもしれない。親仁も結婚後ながら当初凝華舎を使用したことが、このとき天皇は清涼殿ではなく昭陽舎を使用していた可能性がある。

は、天延四年（九七六）の内裏焼亡で円融天皇が堀川第に移ったのに対し閑院に移っている（図2・7・8）、この二つの邸宅は隣接している。また、天元五年（九八二）の焼亡の際にも円融は堀川第、師貞は閑院を在所としている（図2・16・17）。敦良親王（後朱雀）は寛仁元年（一〇一七）八月九日に里内裏であった一条院で立太子した後、後一条天皇が内裏に戻るまでの間同じく一条院におり（図5・1から2）、親仁親王（後冷泉）は長暦三年（一〇三九）の土御門第と憲房宅（陽明門第）^②（図6・10・11）や長久四年（二〇四三）の一条院（図6・18）などで近所や同所を在所とすることが見える^③。

これらに対し、例えば、居貞親王は、一条院と東三条第（図3・7・8・12）や、一条院と枇杷殿（図3・17）、枇杷殿と故雅信一条第（図3・20・21）など、一条天皇とは離れた場所を在所とすることが多く、また、敦成親王も三条天皇が枇杷殿を里内裏としているとき土御門第を在所とするなど（図4・9・10・14）、やはり離れた場所であることが多い^④。尊仁親王（後三条）の場合、在所不明期間も多いが、判明している在所は里内裏と離れており（図7・9まで、10・11、15から17、26・27など）、他所であることが多いと思われる。また、敦明親王の在所は不明であるが、後一条天皇の里内裏とは別であったと考え得る^⑤。なお、貞仁親王は他所の例が見えるが（図8・1・6）^⑥、判明した期間が少ないこともあり、里内裏との遠近の判断は保留しておく。

皇太子在所と里内裏との関係が皇太子間で異なるのは、天皇と皇太子の血縁関係によるのではないかと考える。すなわち、表1の血縁関係と見比べると、師貞など若干例外はあるが、在所が里内裏と同所や近所の皇太子は天皇との関係が父子や同母兄弟であることが多く、離れている場合には従兄弟や異母兄弟など血縁関係も離れる傾向があるといえる。

次に、実仁親王以降を見る。まず、実仁親王は天皇との血縁関係は異母兄弟であった。在所不明の間もあるが、やはり里内裏の場所とは無関係に在所が置かれていることが多い（図9）^⑦。次の宗仁親王は堀河天皇の實子であったにもかかわらず同所に住まず、多くの場合、祖父白河院の御所に居住している（図10）。守仁親王も後白河天皇の實子であったが、立太子した当初は父である後白河とは離れて祖父鳥羽院の近所に居住していることが多い（図12・11まで）。ただし、鳥羽

没後には天皇と同所にあることが多く見える。一方、言仁親王は父高倉天皇と同所にあり、祖父の後白河院とは他所である(図14)。また、憲仁親王は六条天皇との関係が甥叔父と遠く、当然ながら天皇と同所ではなく、父である後白河院の御所を在所としていた(図13)。体仁親王は崇徳天皇とは異母兄弟であった。在所の不明な期間が多い上、判明しているものも同所の例と他所の例が見え、明確な傾向はわからなかった。また、父である鳥羽院とも他所であった(図11)⑧。

天皇との血縁関係はやはり同所か他所かを決める重要な要素ではあったが、この時期には天皇だけではなく院との関係も加わり、天皇・院が父・祖父であれば、政治情勢等に応じ、各々と同所を在所にしたと考えられる。

以上、平安宮内裏では天皇との血縁関係にかかわらず、等しく内裏後宮に居住していた皇太子であったが、里においては皇太子在所と里内裏の関係に、天皇との血縁関係が大きく影響してくることがわかった。なお、師貞親王の場合は、天皇との血縁関係は叔父甥と遠いにもかかわらず、里内裏の近くを在所とした。この点については後述したい。

2 皇太子在所と母親在所

前節では皇太子在所と里内裏との関係を中心に見たが、ここで母親在所との関係も考えてみたい。図には母(あるいは、母が死去している場合、同居の例が見える祖母)の在所もわかるものについては示している。

憲平・敦成・敦良・尊仁・実仁・体仁・憲仁・言仁の各親王は立太子後も長く母が存命であるので、まずこれらの皇太子を検討する。

憲平親王は母の藤原安子と(図1)、敦成親王および敦良親王は母の藤原彰子と(図4・図5)、言仁親王は母の平徳子と(図14)、里第においてはほとんどの場合同所にあることがわかる。尊仁親王の母禎子内親王、憲仁親王の母平滋子はどちらも在所不明の期間が多いが、判明している中では、尊仁の場合、立太子時から内裏移御まで(図7・9まで)、内裏焼亡により閑院に移った永承三年(一〇四八)一一月二日から四年六月二三日の閑院焼亡までの間(図7・10から12)等で、禎

子内親王と同所に居住することが見える。また、憲仁の場合、平滋子は後白河院と同所であることが多いと思われるので、憲仁とも同所や近所であったと考えられる（図13）^⑩。実仁親王の場合は母の源基子の在所がほとんど判明しないので、図には父方祖母にあたる禎子内親王（陽明門院）を載せたが、閑院や三条坊門室町第で同所にあるのが見える（図9・9・22）^⑪。体仁親王については不明部分が多いが、後には母の藤原得子とほとんど同所ではないようである。

居貞・親仁・貞仁・宗仁・守仁の各親王の母親はいずれも立太子前に死去しており、また、師貞親王の母親の死去は立太子後ではあるが、生前には里第の使用がないため、これらの親王については、里における皇太子在所と母親在所の関係を見るができない。ただし、その中、親仁は祖母（および伯母）にあたる藤原彰子に養育されたと考えられ、憲房宅や法成寺（土御門第東）などで彰子と同所あるいは近所に居住しているのが見える（図6・11から13）。また、守仁は藤原得子が養育したとされる。得子は鳥羽院と多く同所にあると思われるので、鳥羽院存命中は守仁は得子とも近所にあつたであらう。

以上より、里での皇太子在所は母親在所との関係が強いことがわかった。先に述べた里内裏との関係も、この関係が基にあるのかもしれない。つまり、天皇との血縁が遠い場合、当然母親在所は里内裏と他所にあり、母親と同所に居住する皇太子も里内裏とは他所になるが、天皇の皇子や同母弟である場合、皇太子の母も里内裏に居住していることが多く、母と同所に居住するので天皇とも同所であったと考え得る。そう考えるなら、親仁親王や貞仁親王などが父子の関係でありながら天皇と同所に居住しないことがあるのは、年齢が比較的高いことも要因かもしれないが、母親が死去していることも関係するのかもしれない。宗仁親王や守仁親王も父である天皇と同所にないことがあり、これらは院との関係が大きな要因であろうが、やはり母親の死去の影響もあつたのではないだろうか。

3 皇太子在所となる邸宅

皇太子の里での在所は決まった邸宅ではなく、様々な場所が用いられた。各皇太子の用いた邸宅とそのときの邸宅所有者（または使用者）を史料から抜き出し、表3に示した。それを参考に、皇太子在所の提供者について見ておきたい。

まず、外戚^⑮が邸宅提供者となっている例が多く見える。例えば、憲平親王の師輔第・伊尹宅^⑯、師貞親王の一条第、居貞親王の東三条院^⑰・南院・土御門第・枇杷殿、敦成親王の高倉第・土御門第、親仁親王の土御門第、言仁親王の六波羅第などである。そのほか、外戚関係者の邸宅としては、居貞の道綱大炊御門第・頼通家がある。また、親仁の憲房宅も含められるかもしれない。憲房は藤原惟憲の子で、父子共に道長・頼通の家司であった。

宗仁親王以降には院やその関係者が提供した邸宅も散見する。例えば、宗仁親王の高松殿・大炊殿、守仁親王の鳥羽殿、憲仁親王の法住寺殿・七条殿^⑱、言仁親王の法住寺殿などである。また、宗仁の雅美土御門殿も白河院の御所となった邸宅である。守仁の四条高倉家も、惟方は鳥羽院司であったので院関係者による提供ともいえる。なお、実仁親王の四条坊門第を提供した実政は後三条院の院司であったが、邸宅提供は後三条院没後であった。

春宮坊官人が提供する例もある。例えば、居貞親王の道綱大炊御門第・頼通家・高階業遠宅^⑲、敦成親王の頼通高倉第、貞仁親王の源師忠宅、守仁親王の惟方四条高倉家、憲仁親王の邦綱土御門東洞院第である。尊仁親王の閑院も能信邸宅であったとすれば、彼は春宮大夫であった。なお、惟方母は守仁乳母であり、邦綱女は憲仁乳母であった。また、師貞の閑院は兼通の男朝光が春宮大夫、尊仁の能長三条第は能長養父が春宮大夫能信ということで、これらも春宮坊官人関係者の邸宅としてあげられるかもしれない。

外戚ではない撰関家の邸宅を使用している例も、師貞親王の閑院、宗仁親王の高陽院、憲仁親王の東三条第などがある。そのほか、居貞親王の用いた一条第は、源雅信死後、室の穆子が居住したと思われるが、これは嬪の道長あるいは道綱

との関係によったのかもしれない。また、一条院別納庁は一条院の付属施設という性格をもつ。一条院は一条天皇の生母詮子に献上された場所であり、このとき里内裏となっていた。敦成親王が一条院を在所としていたときには母の彰子も同居していた。貞仁親王・実仁親王の閑院は、当時の所有者が明確でない。後三条や禎子内親王がしばしば在所としていた関係によるのかもしれない。ただし、貞仁の場合は、母茂子が閑院を所有した能信の養女であり、また、能信に渡る以前に閑院を所有していた公季の血縁でもあるため、母親の生前の里第であった可能性もある^②。実仁親王の三条坊門室町第の所有者も不明であるが、禎子内親王の御所でもあった邸宅である。小野宮は当時、藤原兼頼女に伝領されていたと思われるが、実仁との関係は不明である。ただし、その南は禎子内親王の御所となっていた場所であった^③。

以上、皇太子が在所として用いた邸宅を見た。様々な関係により邸宅の提供を受けていたが、先に見たように皇太子は母や天皇、院と同居していることが多く、したがって、提供される邸宅も当然、多くは母の御所や里内裏、院御所にもなっている場所であった。そのため、皇太子在所となる邸宅の提供者は一一世紀半ばまでは母の親兄弟、つまり外戚（実態としては摂関家）が多く、また、それ以降はかわって、院の近臣等が提供・献上した邸宅、あるいは院の造営した御所などが多くなる傾向にあった。また、春宮坊官人の邸宅であることもしばしばあったが、彼らの中にも外戚関係者や院関係者が見られた。

① 近所・遣所は相対的なものであるが、ここでは便宜的に隣・斜めなど、周囲に接する邸宅を近所とし、一町以上離れた邸宅は遣所とする。

② 壺房宅は陽明門第といわれ、『小右記』寛仁二年（一〇一八）六月二七日条に「今夜大殿移給上東門第云々、春宮亮惟憲宅在大殿西隣、新造、今夜同時移徙」とあることから、道長土御門第の西隣の、近衛大路北富小路西にあったと考え得る。

③ 他所にあることも見られる。例えば、図6・20・21など。

④ ときに居貞親王と一条天皇が近所や同所を在所とすることもあり

（図3・16・22・23）、また、敦成親王と三条天皇も高倉第と枇杷殿のようにならざるに近所を在所とすることもあったが（図4・9から10）、全体的にはやはり離れた場所に居住することが多いといえる。

⑤ 『小右記』長和五年（一〇一六）二月一日条に、近衛・兵衛陣を東宮に奉る宣旨を昨目下したと見え、天皇と同所にあるときには兵衛は遣わさないことから、立太子時、天皇と他所であったことが窺える。また、その後も、『大鏡』や皇太子位辞退時の古記録の記事等から他所であったと推測する。

⑥ 源師忠宅(図8-6)が「四條坊門西洞院」(水左記)承暦五年八月一日(六日祭など)ならば、里内裏であった四条宮に近い可能性もある。

⑦ 堀川第が里内裏である時期に実仁が隣の閑院を在所とすることがあるが(図9-26から28)、他の時期の傾向から、近所に居住することを意図したのではないと考える。

⑧ 体仁は崇徳中宮であった藤原聖子の猶子とされるが(「兵範記」久寿二年七月三日条)、その影響もあるのかもしれない。また、鳥羽院とも他所であったことには院が京外にあることが多かったことも関係するのかもしれない(守仁以降には京外の皇太子在所も現れてくる)。

⑨ この期間、後白河院の御所は主として法住寺殿・七条殿。平滋子は図13-7・14・15等で後白河と共にあることがわかるので、その間やその後の在所は明確ではないが、主に後白河と共にあったと判断し、図もそのように作成した。

⑩ 承暦三年(一〇七九)八月一日、実仁が陽明門院に行啓した際に「母氏女御并一品宮同以渡御」(為房卿記)とある。また、四年一〇月二日に閑院が焼亡した際には「宮并一品宮・二宮・女御・前齋院令渡南御堂給也」(水左記)とあり、この女御も基子であるなら、この頃、基子が実仁と同居していた可能性はある。

⑪ 図9-9は、「平戸記」寛元三年(一二四五)八月二六日条にある実仁親王御着袴の例を典拠とする。これには「於閑院被行之、于時此院為陽明門院御所歟」とあり、確実な典拠ではないが、正しければ禎子内親王はこのとき閑院を御所としていたことになる。また、後に禎子内親王の住む二条室町が「親王御元服部類記」所引「江記」寛治元年(一〇八七)六月二日条にある陽明門院御在所「二條北室町東」と同所ならば小野宮とは近所となる(図9-33から34)。

⑫ 藤原懐子は師貞の立太子後の天延三年(九七五)四月三日に、藤原超子は居貞の立太子前の天元五年(九八二)正月二八日に、藤原嬪子は親仁出産後すぐの万寿二年(一〇二五)八月五日に、藤原茂子は貞仁の立太子前の康平五年(一〇六二)六月二日に、それぞれ死去。また、藤原政子も康和五年(一一〇三)正月二五日に、藤原懿子も康治二年(一一四三)六月二四日に、それぞれ宗仁、守仁出産後まもなく死去。

⑬ 「榮花物語」巻第二十七や三十一等の記載に彰子と共にあることが見え、そのほか、御五十日、御百日等も彰子のもとで行っており、また、各々土御門第に居住していると考えられる史料や一緒に移動していることが窺える史料も見ることなどから彰子が養育し、同所にあったと解した。

⑭ 「台記」久寿二年(一二五五)九月八日条など。

⑮ ここでは外戚の範囲を、母の親・同母兄弟(姉妹)としておく。

⑯ この伊尹宅は史料によって「小一条殿」とも「東一条宅」とも記されているが、師輔東一条第と同所か。

⑰ 東三条院は冷泉院御所である時期もあり(正暦六年正月九日以降)、居貞は父である冷泉院と一時同所であった可能性がある(ただし、本院と南院の可能性もあり)。

⑱ 法住寺殿・七条殿は京外にあった南北に連なる後白河の御所。

⑲ 「為房卿記」延久四年(一〇七二)二月二日条・「公卿補任」承暦四年(延久五年四月二〇日)等より。また、実政は後三条・白河皇太子時代の東宮學士でもあった。

⑳ 寛弘六年(一〇〇九)一〇月一四日に頼通家に移り、二三日以前に高階業遠宅に移っている。方違による可能性もあるが、短期間であるので頼通家と同じ邸宅を指す可能性も考えられる。

⑲ 穆子の死後、雅通が一条第の券契を道長のとこりに持ち来るのが「御堂関白記」長和五年（一〇一六）二月三日条に見える。一条第については、黒板伸夫「一条殿」（平安京の邸第）望稜舎 一九八七年、初出は一九八〇年）を参照。

⑳ 関院は万寿四年（一〇二七）に藤原公季から能信に譲られるが、能信が康平八年（一〇六五）に薨じた後の関院の所有者は明確ではない（茂子は康平五年に薨去）。能信養子の能長（貞仁の春宮大夫）が伝領したのかもしれないが、公季曾孫にあたる実季（茂子異母兄弟）も「尊卑分脈」に「号後関院贈太相」とあり、関院に居住したことがあると考えられる。

㉑ 兼頼女は実資孫と考えられる。この女性には藤原柊家の室で、柊家は

当時、小野宮中納言と呼ばれている。小野宮の伝領に関しては、吉田早苗「藤原実資の家族」（『日本歴史』三三〇 一九七五年）に詳しい。「拾芥抄」や九条家本「延喜式」の付図は小野宮の南を陽明門院御所とする。これは図9・27・33に見える二条室町と同所か。

㉒ ほかに、実仁親王の「前斎院冷泉院富小路」がある。この前斎院は二条富小路に邸宅のあった佳子内親王であろうか（『中右記』寛治六年四月一日条）。佳子は実仁の異母姉である。また、体仁親王の三条西洞院第もあるが、それを提供した宗成（平戸記）寛元三年八月二十六日条）についてはよくわからない。宗成が家成の誤りだとすれば家成は春宮権大夫であり鳥羽院近臣であった。なお、崇徳は讓位後、この三条西洞院第を使用している。

三 皇太子在所の変遷と宮都の変質

1 平安宮内裏居住の背景

本章では、ここまで分析した皇太子在所の変遷を追いながら、その背景や宮都の変質を考えていきたい。

東宮から内裏後宮への皇太子在所の移動は、一〇世紀に起こった顕著な変化であった。山下氏の研究では、その背景には、律令制から撰関制への時代の推移の中で皇太子の社会的・政治的立場が変化したことがあったとする。具体的には、九世紀後半以後、撰関貴族が「外戚関係にある幼少の皇子を次々と皇太子に擁立することにより自家の権力を保持する手段とし」、こうした状況下、「皇太子を東宮に居住せしめる必要は甚だ希薄となり、撰関家としては皇太子を内裏に居住せしめることにより、かえって皇太子を介して天皇との血縁・精神的紐帯を固くし、また自らの権威を高めることが可能で

あつた」とする。確かに最初の寛明親王の場合、幼少の皇子、皇太子を介した天皇との結合強化の意図等を背景に、内裏居住が実現したのかもしれない。しかし、これらの点はその後の皇太子すべてにあてはまる事情ではなく、定着の要因としては別の要素も考えなければならぬ。先行研究の繰り返しになる部分もあるが、まず内裏居住の契機から始め、定着の背景を考えたい。

内裏後宮に皇太子が居住するようになった直接的契機は、山下氏も指摘するように、醍醐天皇最初の皇太子であつた保明親王が東宮で薨去したことから、凶事の場合として東宮を避けたということであろう（『九条殿記』天曆四年六月二六日条・七月二日条）。しかし、東宮に代わる居所が内裏後宮であつたことには、大切に育てたまだ幼い寛明親王を（『天鏡』（昔物語）、母親の藤原穩子が手元で養護（後見）^②）するために都合がよかつたという事情があつたのではないだろうか。

九世紀半ばの惟仁親王（清和）以降、幼少の皇太子が増加しており、また、彼らは現天皇の実子であることが多かつた（表1参照）。母が内裏に居住するため、後見という面で、天皇と皇太子の在所が別であることに不便を生じていたのではないだろうか。この当時、内裏は政務や儀式の場であり、すでに閉ざされた空間ではなく、居住空間としても徐々に開れつつあつたものの、^③特定の人物にだけ居住が許される特権的空間であることに変わりはなかつた。寛明親王は母の穩子が既に立后していた。^④そのことが、保明親王、慶頼王と続いた、皇太子の二度の死という一種の危機的状況の中で、内裏内への在所の移動を容易にしたと思われる。惟仁以後では寛明は初めての后腹の皇太子であつた。すなわち、当時すでに内裏居住を可能とする状況は整つていたが、凶事が重なつたこと、皇太子が幼少であつたこと、母が后であつたことがその実現の契機になつたと考へる。

内裏居住は、憲平親王が母の立后以前に内裏へ移つて以後、后腹や血縁に関係なく、皇太子一般に広がることは前述した。しかし、現天皇の皇子（や同母弟）でない場合には、幼少の皇太子に対する母親の後見に便利であるという利点は、内裏後宮に特にはない。^⑤また、山下氏の言われる皇太子を介した天皇との結合強化も期待できないであろう。にもかかわ

らず、師貞親王以降にも内裏後宮が在所とされた。その理由は、一つには内裏後宮の權威にあるのかもしれない。つまり、后腹の皇太子が内裏後宮に居住したことから、それが一種の「特権」として考えられたとするなら、皇太子在所としての權威が東宮よりも内裏後宮の方が高くなって、内裏後宮が好まれたといえるのではないだろうか。

また、内裏居住が東宮と同じく宮城内居住であるという点から考えるなら、平安宮自体の変化も要因として考えられる。豊樂院等で行われていた儀式には平安中期に新たに内裏紫宸殿で行われるようになったものがあり、また、特定の人物にはあるが九世紀中期以降には宮門内に曹司をもつ貴族の例が現れる。一〇世紀には入内した女子や姉妹を介してその範圍が広がり、一〇世紀後期には撰閔が職曹司から内裏直廬へ政務空間を移す。更に、平安宮の荒廢も一〇世紀後期以降次第に進んでいくと言われる。九世紀以降、次第に内裏への機能集中が進み、また、律令制的官人制の再編で、天皇との直接的結合の重要度が増したことにより、一〇世紀には内裏内（宮門内）という区画の意識が高まっていたと思われる。このような平安宮内部の変化にも、皇太子在所が内裏空間へ取り込まれる要因があったのではないかと考える。

以上、皇太子の内裏居住が定着した要因について考えた。撰閔政治の始まりと共に幼少の皇子が皇太子となることが多くなり、それが、母親の後見を受けやすい内裏後宮を皇太子在所とする背景となった。しかし、その形が現天皇の皇子（や同母弟）ではない皇太子、したがって母親在所が内裏後宮にない皇太子にも及んだのは、「内裏内」であることが「宮城内」であることよりも、より意識されるようになった平安宮内部の変化も関係したのではないかと考える。

ところで、東宮から内裏への在所の移動は変化ではあったが、同時に連続面ももっていた。つまり、東宮は内裏と別宮ではあったが、宮城全体を天皇宮と考えれば、東宮も内裏後宮も共に天皇宮内への居住といえる。また、定着後ではあるが内裏居住は、東宮居住と同じく皇太子個々の事情には関係しない、皇太子という地位に付随するものという性格をもつ。里第居住と比較する場合にはむしろこの連続面が注目される。

前掲の『九条殿記』天曆四年（九五〇）六月二六日条では、村上天皇は「抑先例立皇太子之後、不經幾日入於東宮若職

曹司、而東宮凶事之後、也及數十年、荒涼也甚、至于職者亦有所憚、延喜次皇太子於東職天也、尋求宮中便所、修造之間、若經數月歟、恐事之乖先例」と述べ、憲平親王が立太子後速やかに東宮（あるいは職曹司）に入れないということを問題にしていた。再び表1から安殿親王以降の皇太子を見ると、移動日が判明している例は実際、いずれも立太子後短期間のうちに移動しており、それは貞明親王（陽成）のような幼少の皇子でも同様であった。皇太子になったものは即東宮（あるいは職曹司）に入ることが当然のこととして認識されており、重視されていたと考えられる。

しかし、この記事に「尋求宮中便所、修造之間、若經數月歟、恐事之乖先例」「若數月在里第者、遺後代之謗歟」とあるように、東宮へ入ること以上に皇太子在所が「宮中」か否かが問題にされていたと考えられる。この「宮中」は内容上、宮城内という意味であろう。すなわち、当時、皇太子の在所は、第一に宮城内でなければいけないという認識があったのではないだろうか。

そこで、遡ってそもそも東宮を宮城内に設置した政治的意図について考えておきたい。

荒木敏夫氏は、天武朝以前には「立太子した」とされる皇子も他の有力皇子も同じく王宮の外に独立して家（皇子宮）を構えていたが、藤原京段階で東宮機構が整い、皇太子は皇子宮から宮城内の東宮に在所を移したと言われる。^⑬ 厳密には、藤原京段階で「東宮」とよばれる区画が宮城内に設けられていたことを示す直接の史料はないが、少なくとも平城京で、可能性としては藤原京以来、東宮が宮城内に存在したと考える。

皇太子在所における「宮中」重視の歴史的な経緯を考えるならば、宮城内に置かれた東宮には二つの意味が考えられる。一つは荒木氏が述べたように他の皇子との差別化という側面である。^⑭ 皇太子制度の確立過程を考えれば、いかにして皇太子という地位を確かなものにし、他の皇子との差別化を果たすかということが重要課題であったと思われる。東宮に入ることには皇太子であることを明示するためにも重視されたと考えられる。また、一方では、律令においては皇太子が政治的基盤を築くことのないよう配慮して令文が作成されていたという研究もあり、^⑮ 皇太子を宮城内に住まわせることには皇太

子勢力の内包あるいは監視の意味もあったのではないかと考えられる。

平安京においても、宮城内にある東宮への居住という形は踏襲された。皇太子制が確立し、「立太子した」ことの意味が大きくなって以後も同じ重みで東宮——「宮中」が皇太子と他の皇子との差別化という役割を果たしたわけではなかったであろう。それでも、宮城内に居住することは規範・先例となり、重視されていたと考える。

東宮が担っていたこれらの役割は、同じく宮城内である内裏に在所が移っても果たされ得るものであった。そして、前述した平安宮内の変化を考えれば、東宮よりむしろ内裏の方が天皇宮内としてそれに適した場所になったのかもしれない。ただし、この役割の実質的意味は次第に薄れていったと思われ、それが里での変化をもたらす前提となったと考える。

2 里第居住と宮都の変質

二章で見たように、里第居住においては平安宮内裏とは異なり、皇太子在所は里内裏と必ずしも同所ではなく、血縁関係が在所を決める重要な要素となっていた。しかし、そもそも一〇世紀後期以前に天皇が平安宮外を在所とした際の皇太子在所はどこに置かれるものであったのだろうか。

『続日本後紀』によれば、承和九年（八四二）四月乙亥（二二日）、仁明天皇は内裏の修理のため冷然院に遷御し、その後、一月丁未（一七日）に戻るまでの間、そこを在所とした。その間にいわゆる承和の変が起こり、七月乙卯（二三日）には藤原良相が近衛四十人を率いて皇太子直曹を圍守した。その記載に「于時天皇権御冷然院、皇太子從之」とあって、天皇が冷然院に移った際に皇太子も同院へ移っていることがわかる。これは皇太子の在所が東宮に置かれていた時期のことであった。なお、恒貞親王は廃太子後、淳和院に移っている。

例が少ないため明言はできないが、皇太子の正式在所が東宮であった時期も、また、内裏後宮に移った当初も、宮城外では同一宮（邸宅）内に曹司として皇太子の居所が与えられたのではないだろうか。^⑬すなわち、一〇世紀後期まで、皇太

子在所は天皇宮内に置かれるものであるというのが、宮城内外を問わず原則であったと考える。

ところが、一〇世紀後期以降、里第居住が新しい形態を取るようになり、この原則はまず宮城外から崩れ出す。

憲平親王の冷泉院居住は村上天皇と同所であり、先の原則を維持したものともいえる。次の守平親王は里第使用がなかった。続く師貞親王に至って天皇宮外の居住が現れる。しかし、二章でも述べたように、このとき師貞は里内裏であった堀川第の隣の閑院を在所としており、他所ではあったが近所であり、まだ天皇在所の影響を受けていたと考えられる。師貞の母親や外祖父伊尹が当時すでに死去していて、有力な外戚がいなかったことも要因となり、天皇との血縁が父子や母兄弟ではない師貞において、先の原則が崩れて里での在所が血縁関係に左右されるものになっていく移行過程が顕在化したのではないだろうか。懐仁親王は里第使用がなかったが、次の居貞親王以降にはこの変化は明確になる。

この里第居住の形態には、天皇在所である里内裏が狭小であったこと、また、仮の天皇在所という意識のため正式在所である平安宮内裏より自由がきいたことが前提となったであろう。その上で、もともと里にあった、母を中心とする外戚と親密な生活形態が天皇在所や皇太子在所に影響し、また、血縁関係に従う形の方が母親による後見にも都合がよかったこともあり、皇太子在所において天皇在所よりも血縁関係が優先されるようになったと考える。

更に、変化が明確になる一〇世紀末は、摂関政治がより強固な天皇との人格的結合に基づく形へと深化した時期であり、また、一般貴族社会においては、律令の枠外での様々な多元的相互依存関係が基調となる社会が築かれつつあったと考えられている^⑩。血縁をはじめ、婚姻、主従、官司における上下関係など様々な個人的・直接的関係が重視されるようになる中で、その流れと揆を一にして、皇太子の里第居住も血縁関係をはじめとする個人的諸関係に基づく形態が取られるようになった。そうした諸関係により様々な邸宅が皇太子在所に充てられたことは、二章で見たとおりである。

摂関政治において天皇への後見が権力基盤として重要であることは知られているが、それは当然皇太子時代からのものであると考える。里第居住において、皇太子と外戚関係をもつ摂関家は、女子や姉妹である皇太子の母を通して、また、

邸宅の提供者として、周囲に対しても皇太子自身に対しても、次代の天皇の後見としての自らの立場を示すことができたであろう。摂関期には里内裏使用期間は決して多くなく、摂関政治の盛衰と里内裏はとくに関連性をもたないということはおかつて橋本義彦氏が指摘された^{②④}。一一世紀半ばまでは、当然皇太子が里第を使用する期間も里内裏使用期間に対応してそれほど多くはなかった。しかし、皇太子の在所となる邸宅は、里内裏に比べ公的側面が薄いだけに里内裏以上に人間関係を直接的に反映するものであったと考えられる。たとえ短期間であっても、その里第の提供者は体験的に十分意識されたのではないだろうか。里第居住は人的環境が露わになるという点で意味のあるものであったと考える。

里第居住の増加は、外戚関係にある皇太子と摂関家とを強く結びつける反面、外戚関係にない皇太子との関係をより希薄化させるものでもあると思われる。また、在所が別れることで血縁の遠い皇太子と天皇との結びつきもより希薄化することになるであろう。外戚関係にある皇子を次の皇太子として用意できるうちは、里第居住は摂関家にとつて有利に働くが、そうした皇子がいなくなった場合には、かえつて摂関家の権力基盤の縮小を促す方向に働くと思われる。皇太子の位を辞退した敦明親王や摂関家と外戚関係をもちず踐祚後親政を行ったとされる尊仁親王に各々の実例を見出せるかもしれない。^{②⑤}

摂関政治の進展と共に出現した里での新しい居住形態は次第に常態となり、院政期に受け継がれる。院政期には、天皇在所との関係を越え、院が皇太子と同居する例が現れる。宗仁・守仁・憲仁の各親王は院と在所を同じくしていた。^{②⑥} 憲仁は院の皇子であり、母も共にあると思われるが、宗仁・守仁は院の孫で、母が出産後まもなく死去したため、皇太子に対する母の後見がなく、また、外戚も摂関家ではなかった。その中で院が皇太子に対する後見の機能を掌握する形となったが、それには皇太子の踐祚後、後見から発生する権力が生じるのを防ぐ意味もあったのかもしれない。今後、里内裏も含めた里第居住の進展を、摂関期・院政期の政治形態の変化と関連付けて再考する必要があるのではないだろうか。

里で始まったこの変化は一一世紀後期には平安宮にも及び、皇太子は天皇が平安宮にあつても依然として里第に居住す

ることが多くなる。平安宮内裏は正式在所としての役割を終え、この段階で皇太子の正式在所自体がなくなる。これは宮都全体の中で平安宮の位置付けの変化を明確に示していると考ええる。平安宮の意義の相対化と里第重視の傾向を見ることができよう。^②最初に述べたように、白河天皇以降、平安宮内裏は本宮としての権威を減じ、平安宮内裏があるにもかかわらず里内裏が用いられるようになるが、これも同様な傾向の現れであろう。律令的都城の核の解体ととらえられる。皇太子在所もそれに呼応して平安宮から自由になり、新たな原理に基づく形態へ完全に移行したのである。

- ① 必ずしも各研究で変化の時期や方向性、意義付けは一致していないが、平安初期から中期にかけてのある段階で皇太子の地位に変化があったとする研究は山下氏の研究のほかに、古瀬奈津子「平安時代の『儀式』と天皇」(『日本古代王権と儀式』吉川弘文館 一九九八年、初出は一九八六年)、佐藤信「撰関制成立期の王権」(『古代の遺跡と文字資料』名著刊行会 一九九九年、初出は一九九一年)、田村葉子「二宮大饗の成立と背景」(『史学研究集録』一九一九九四年)等がある。儀式など実態的变化があることは確かであるが、その変化の本質、実態的变化と皇太子の地位の変化の関係については今具体的に述べる用意がない。古瀬氏により検討の必要が指摘されている東宮機構の変化等も含め(『平安京と律令政治』(『古代史研究の最前線』二雄山閣出版 一九八六年)、更に検討が必要である。後日を期したい。
- ② 後見(うしろみ)については、倉本一宏「『采花物語』における『後見』について」(『撰関政治と王朝貴族』吉川弘文館 二〇〇〇年、初出は一九八八年)、吉川真司「撰関政治の転成」(『律令官僚制の研究』塙書房 一九九八年、初出は一九九五年)などを参照。
- ③ 女子や姉妹の曹司を利用する形で、貴族に内裏後宮直廬は広がった(岡村幸子「職御曹司について——中宮職庁と公卿直廬——」(『日本歴史』五八二 一九九六年)。また、親王の中にも内裏に直廬をもつ者があった。例えば、醍醐皇子の克明親王(『河海抄』所引「御記」延喜一三年正月一四日条)や村上皇子の為平親王(『撰集秘記』所引「御記」康保三年一月二五日条等)など。
- ④ 稔子立后は延喜三年(九二二)四月二六日。皇太子が現天皇の皇子である場合には天皇の妻である皇太子の母も当然内裏後宮に居住したと考えられる。しかし、師貞親王や懐仁親王などのように現天皇の皇子でない場合、皇太子の母はどこに居住したのだろうか。師貞の場合、母である藤原懐子は天延二年(九七四)一月一日には内裏の皇太子在所であったようであり(『親信卿記』)、『采花物語』巻第一には時々皇太子のもとへ参内したと記されている。また、史実ではないが『源氏物語』(落穂)でも皇太子の母が皇太子につきそっていることが記されている。これらからすれば、皇太子のもとに滞在することはできたようである。しかし、敦成親王の皇太子時代、藤原彰子の在所が里第であったことや(図4)、懐仁が皇太子であったとき円融院が藤原詮子の家に渡った例(『小右記』寛和元年二月二〇日条・六月五日条)、また、先の懐子の例も時々参内ということでは本来の在所は里第のようであることなどを考えると、基本的には内裏に単独で居住することはなく里第が本御所であったと思われる。なお、彰子が内裏に居住しないことには、『采花物語』巻第二十八に、

天皇の母后・妻后以外の后は内裏へ参入しないと述べられるように、皇太后であったことも関係するのかもしれない。

- ⑥ 古瀬奈津子「平安時代の「儀式」と天皇」（前掲）、神谷正昌「紫宸殿と節会」（『古代文化』四三—二二 一九九一年）など。
- ⑦ 藤原良房（『日本三代実録』貞観二年二月七日条、同一三年四月一日八日条等）や藤原良相（『九条殿記』天暦四年七月一日条）など。
- ⑧ 岡村幸子「職御曹司について——中宮職序と公卿直廬——」（前掲）、吉川真司「摂関政治の転成」（前掲）など。
- ⑨ 西山良平「平安京の（空間）」（『歴史を読みなおす』二二 朝日新聞社 一九九四年）など。
- ⑩ 吉川真司「律令官人制の再編過程」（『律令官僚制の研究』塙書房 一九九八年、初出は一九八九年）。
- ⑪ 本稿で「天皇宮」と記述する場合、平安宮においては広く宮城内を指す語として用いている。ただし、後には実質としては内裏内となる。
- ⑫ 正良・貞明・敦仁の各親王は、それぞれ立太子後二日・十日・二十日と、いずれも短期間のうちに移動。また、保明親王は立太子後七日で移動はしているが、移動先は東宮ではなく、東宮には立太子後約三か月してから移動。ただし、その際「志賢院」からとあり、これは職院、つまり職曹司である可能性がある。立太子後七日の移動先は史料には記されないが、職曹司であったのかもしれない。また、明確な移動日は不明であるが、恒貞親王は天長一〇年（八三三）四月三日には東宮に居住。大伴親土の場合は立太子後すぐではないが、天皇が東宮から遷御した三日後に東宮に移動。
- ⑬ 荒木敏夫「東宮機構の成立と皇子宮」（『日本古代の皇太子』吉川弘文館 一九八五年、初出は一九七四年）。
- ⑭ 出土した木簡やその他遺物から、現在のところ平城京末年や長岡京

末年には春宮坊が宮城内にあったと考え得る（『平城宮木簡』三（一九八一年）、『木簡研究』一八（一九九六年）・二〇（一九九八年）・二一（一九九九年）など）。したがって、当時の東宮も宮城内にあった可能性が高い。文献史料では、皇太子道祖王が自分の邸宅とは異なる「東宮」に居住したことが、『続日本紀』天平宝字元年（七五七）四月辛巳条の勅にある「忽出春宮、夜独帰舎」や、同年三月丁丑条や淳仁即位前紀における「皇太子を廢して王を第に帰す」という記載から窺える。また、首親王（聖武）、聖武皇子、白壁王（光仁）、山部親王（桓武）、早良親王等も「東宮」に居住していたことは窺える（順に『続日本紀』養老五年正月庚午条、神亀五年八月丙戌条、宝龟元年十月丙申条、宝龟一〇年七月丙子条、『日本紀略』延暦四年九月庚申条、等）。これらの「東宮」の所在地は不明だが、道祖王の例に従えば、皇太子の在所として個人的な邸宅とは異なるものであろう。すなわち立太子すると、皇太子はそれまでの居所を離れて「東宮」と呼ばれる特別な場所に居住したと考えられる。その特別な場所とはやはり宮城内であったのではないだろうか。平城京が手本とした中国の都城においても東宮は宮城内に置かれており、少なくとも平城京では宮城内に東宮があったと考える。ただし、聖武皇子や大炊王（淳仁）は長く京外の邸宅に居住していたとする説もある。必ずしもその根拠は十分でないが、平安京より前の「東宮」は固定位置ではない可能性もあり、一貫して宮城内であったか、なお検討の余地はある。また、長岡宮跡で「春宮」と書かれた墨書土器が出土しているが（『向日市埋蔵文化財調査報告書』一三 一九八四年）、近年の説ではその場所は前期長岡宮の宮城外にあたる（山中章「長岡宮城南面と北辺の造営」（『奈良制研究』八 一九九二年）。ここから直ちに当時の東宮が宮城内か外かを判断することはできないが、このときの春宮坊や東宮の所在地に

ついても更に検討が必要であろう。なお、文献史料から見た平城京の皇太子在所については『平城宮発掘調査報告Ⅻ』（奈良国立文化財研究所 一九九一年）でも言及されているが、平城京の皇太子在所が基本的には宮城内の東宮にあると考える点は同見解である。

⑮ 「東宮機構の成立と皇子宮」（前掲）。荒木氏は、皇太子が皇子宮から宮城内の東宮へ移り、その家政機関を充実させていく過程と、他の皇子の京内での居所構宮の強制とそれに伴う皇子宮の家政機関たる実質の喪失の過程——「皇子宮の別宅化」の過程の二つの進展が八世紀初頭に皇太子と親王間の差別的区分の固定化に帰結したとした。

⑯ 坂上康俊「東宮機構と皇太子」（『古代中世史論集』吉川弘文館 一九九〇年）など。

⑰ 時代はかなり遡り、同列に評価できるか注意を要するが、孝謙天皇期、橘奈良麻呂の変の際には天皇も皇太子も共に藤原仲麻呂の田村第（田村宮）に居住していたことが、『統日本紀』天平宝字元年（七五七）七月庚戌条などの記事から窺える。

⑱ この点からも、当時、東宮が別宮というよりは宮内という意識の方が強かったのではないかと推測できる。

⑲ 佐藤泰弘「平安時代における国家・社会編成の転回」（『日本中世の黎

おわりに

本稿では、まず平安期の皇太子在所の所在地を明らかにし、それを通して政治形態や宮都の変化を考察した。本稿で明らかにした皇太子在所の変遷を簡単に繰り返しておく。一〇世紀には皇太子在所は東宮から平安宮内裏後宮へと移ったが、それには皇太子の幼少化による後見の問題と、同時に平安宮における宮城内から内裏内へと意識の変化も関係したと

明」京都大学学術出版会、二〇〇一年、初出は一九九五年）、吉川真司「平安貴族政治の形成」（『律令官僚制の研究』塙書房 一九九八年）など。

⑳ 実際には現撰閥で皇太子に邸宅を提供している例は少ないが、ここでは、撰閥を輩出する家というような広い意味での撰閥家として述べる。

㉑ 橋本義彦「撰閥政治論」（『平安貴族社会の研究』吉川弘文館 一九七六年、初出は一九六八年）、「貴族政権の政治構造」（前掲）。

㉒ 「大鏡」（師尹）には撰閥家と外戚関係のない敦明親王の御所の寂れた様子が描写されている。誇張もあるが、本文で述べたような里第居住の性格が現れていて興味深い。また、実際にも敦明の御所に宮司が候していなかったこともあったようである（『左経記』寛仁元年八月六日条）、ある程度実態を反映していると考えられる。

㉓ その嚆矢は実仁親王であった。立太子当初、天皇在所は内裏であったが、父である後三条院と共に教通二条第にあった（図912）。

㉔ 親仁親王は、皇太子時、居住していた内裏ではなく上東門院彰子の御所で婚儀を行ったが、それもこの傾向の早い現れと見ることができるともされない。

考えた。しかし、内裏居住は宮城内という点では東宮居住に共通するものであり、皇太子個々の出自によらない点も共通していた。本来、天皇宮内に置かれることが皇太子在所の原則であったと思われる。それとは異なる居住形態が現れたのは、一〇世紀後期以降、里においてであった。ここでは血縁関係等の個人的諸関係により在所が定められ、天皇在所とは別所となることもしばしばあった。これは個人的・直接的諸関係が重視されるようになった社会の変化とも揆を一にするものであった。また、この里第居住の性格は政治形態にも影響を与えたと考える。この変化は一一世紀後期には平安宮にも及び、天皇が平安宮内裏にあるときには皇太子も必ずそこに居住するという、正式在所としての平安宮内裏居住はなくなった。これは宮都における平安宮の意義の変化を示していると考ええる。

皇太子在所は、ときの王権や政権のありかた、あるいは皇太子踐祚後のありかたと密接に関わるものであり、また、その変遷は平安京が律令的都城から中世都市へ移行する過程の一面を表すものでもあった。

本稿が扱ったのは皇太子在所という極めて限られた材料であるため、宮都のほんの一断面を見たに過ぎないが、これも宮都研究の不可欠な要素であると考ええる。今後、平安宮の衰退の過程と共に里内裏という宮都の形態の展開について更に検討していく必要がある。また、研究の蓄積のある都市史研究等とも関係付けながら、多様な側面をもつ平安京という宮都の変質の全体像・具体像の検討を進める必要もある。論じ残した問題や論じ足りない点は多いが、今後の課題とし、ひとまず本稿を終えることとする。

なお、提示した史料、図表で用いた史料の中には居住の有無や場所の判断に迷うものもあったが、その一つ一つに説明を加えることができなかった。誤りや、また、管見の及んでいない史料もあるかと思う。併せてご寛恕いただき、ご指摘を賜れば幸いである。

(図表に用いた典拠略号)

類聚…類聚御記 一代…一代要記 永…永昌記 榮花…榮花物語 御産…御産部類記 玉…玉葉 紀略…日本紀略 公卿…公卿補任
後記…日本後紀 皇年代…皇年代略記 古今…古今著聞集 後二条…後二条師通記 左…左経記 西…西宮記 山…山権記 三余…
三余内府記 三代…日本三代実録 重憲…少外記 成実記 十三…十三代要略 春…春記 小…小右記 上皇…上皇御移徙記 小目…
小目録 続後紀…続日本後紀 親王…親王御元服部類記 水…水左記 踐祚…踐祚部類記 仙洞…仙洞御移徙部類記 師…師記
台…台記 為…為房御記 中…中右記 帝王…帝王編年記 貞…貞信公記 殿…殿膳 東宮…東宮冠禮部類記 東寺…東寺長者補任
左右…左右記 年中…年中行事後抄 百…百練抄 兵…兵範記 扶桑…扶桑略記 平戸…平戸記 本朝…本朝世紀 御室…御室問白
記 文徳…日本文徳天皇実録 泰親…泰親朝臣記 行履…行履記(平記) 立坊…立坊部類記 類聚…類聚親要抄

表1 平安時代の皇太子一覧

皇太子	天皇との 続柄	年齢*1	母の立 后*2	皇太子期間	立太子後の在所*3 移動日	備考
安殿親王(平城)	子	12	○	延暦4(785).11/25 ～延暦25.3/17	東宮? [1]	
神野親王(嵯峨)	同母弟	21	○死	大同1(806).5/19 ～大同4.4/1		
高岳親王	甥		×	大同4.4/14 ～大同5.9/13(廃太子)		
大伴親王(淳和)	異母弟	25	×死	大同5.9/13 ～弘仁14(823).4/16	東宮[2] 弘仁2.2/18	嵯峨天皇が大同5.7/19～弘仁2. 2/15まで東宮に居住
正良親王(仁明)	甥	14	○	弘仁14.4/18 ～天長10(833).2/28	東宮[3] 弘仁14.4/20	
恒貞親王	従弟	9	○	天長10.2/30 ～承和9(842).7/23(廃太子)	東宮[4] (天長10.4/23以前)	仁明天皇が踐祚後天長10.3/7ま で東宮に居住
道康親王(文徳)	子	16	×	承和9.8/4 ～嘉祥3(850).3/21	東宮? [5]	
惟仁親王(清和)	子	1 (8M)	×	嘉祥3.11/25 ～天安2(858).8/27	東宮? [6]	文徳天皇が踐祚後仁明3(853). 2/20まで東宮に居住
貞明親王(嵯成)	子	2 (2.5M)	×	貞観11(869).2/1 ～貞観18.11/29	東宮[7] 貞観11.2/11	
定省親王(宇多)	子	21	×	仁和3(887).8/26	—	立太子と同日踐祚
敦仁親王(醍醐)	子	9	×	寛平5(893).4/2 ～寛平9.7/3	東宮[8] 寛平5.4/26	
保明(崇宗)親王	子	2 (2.5M)	×	延喜4(904).2/10 ～延喜23.3/21(薨去)	? [9]*4 延喜4.2/17	延喜4.4/8には志貴院より東宮へ [10]
慶頼王	孫	3	×	延喜23.4/29 ～延長3(925).6/19(薨去)	職御曹司[11] (延長3.1/2以前)	
寛明親王(朱雀)	子	3	○	延長3.10/21 ～延長8.9/22	内裏 —	立太子以前に内裏
成明親王(村上)	同母弟	19	○	天慶7(944).4/22 ～天慶9.4/20	内裏 —	立太子以前に内裏
慈平親王(冷泉)	孫1	子 1 (3M)	×	天曆4(950).7/23 ～康保4(967).5/25	桂芳坊 天曆4.10/22	天曆8.4/23には内裏へ
守平親王(円融)	同母弟	9	○死	康保4.9/1 ～安和2(969).8/13	内裏 —	安和2.3/11以前には内裏 (立太子以前からの可能性もあり)
師貞親王(花山)	孫2	甥 2 (10.5M)	×	安和2.8/13 ～永観2(984).8/27	内裏 安和2.11/23	
懷仁親王(一条)	従弟	5	×	永観2.8/27 ～寛和2(986).6/23	内裏[12] 永観2.8/27	
居貞親王(三条)	孫3	従兄 11	×死	寛和2.7/16 ～寛弘8(1011).6/13	内裏 (寛和3.1/2以前)	
敦成親王(後一条)	孫4	従弟の 子	○	寛弘8.6/13 ～長和5(1016).1/29	内裏 寛弘8.10/16	三条天皇は寛弘8.8/11に内裏へ 遷御
敦明親王	又従兄	23	○	長和5.1/29 ～寛仁1(1017)8/9(辞退) ～長元9(1036).4/17	内裏 寛仁2.4/28	後一条天皇は寛仁2.4/28に内裏 へ遷御
親仁親王(後冷泉)	孫6	子	×死	長暦1(1037).8/17 ～寛徳2(1045).1/16	※内裏 —	
尊仁親王(後三条)	孫7	異母弟	○	寛徳2.1/16 ～治暦4(1068).4/19	※閑院? —	
貞仁親王(白河)	孫8	子	×死	延久1(1069).4/28 ～延久4.12/8	※閑院 —	
実仁親王	孫9	異母弟	×	延久4.12/8 ～応徳2(1085).11/8(薨去)	教通二条第 延久4.12/16	
善仁親王(堀河)	子	8	○死	応徳3.11/26	—	立太子と同日踐祚
宗仁親王(鳥羽)	孫10	子 1 (7M)	×死	康和5(1103).8/17 ～嘉承2(1107).7/19	※高陽院 —	康和5.8/27には高松殿へ
頼仁親王(崇徳)	子	5	○	保安4(1123).1/28	—	立太子と同日踐祚

平安時代の皇太子在所と宮都（中町）

体仁親王(近衛)	図11	異母弟	1 (3M)	×	保延5(1139).8/17 ～永治1(1141).12/7	小六条殿 保延5.8/27	
守仁親王(二条)	図12	子	13	×	久寿2(1155).9/23 ～保元3(1158).8/11	※鳥羽南殿 —	久寿2.10/5には鳥羽東本御所へ [13]
順仁親王(六条)		子	2 (7.5M)	×	永万1(1165).6/25	—	立太子と同日踐祚(あるいは立太子なし)
憲仁親王(高倉)	図13	叔父	6	×	仁安1(1166).10/10 ～仁安3.2/19	※東三条 —	仁安1.11/3には邦朝土御門東洞 院家へ
言仁親王(安徳)	図14	子	1 (1M)	○	治承2(1178).12/15 ～治承4.2/21	閑院 治承2.12/28	

*1：立太子時の数年齢。生後1年未満の者のみ生後期間を括弧内に表示(Mは月)。

*2：立太子時に母が、○…既に立后 ×…立后していない 死…既に死去。

*3：初めの移動場所(あるいは史料に見える初めの場所)を表示(※は立太子当日の立太子以前の移動)。

*4：移動先は史料にないが、4/8の記事から、志貴院であった可能性がある。志貴院は職曹か。

[]は主な典拠(図にないもののみ付した) [1]『紀略』延暦16.5/19条や『後紀』大同1.3/17条などにより東宮に居住したとしておく [2]『後紀』弘仁2.2/18 [3]『紀略』弘仁14.4/20 [4]『後紀』天長10.4/23 [5]『文忠』斎衡2.6/26条の雄鳳王卒伝や天安2.4/10条の古部宿禰雄貞卒伝の「帝在東宮時」とある「東宮」が場所を指すのであれば、東宮に居住していたことになる [6]『三代』元慶8.3/26条の宗寂卒伝の「清和上天皇為備戒之初遷入侍東宮」にある「東宮」が場所を指すのであれば、東宮に居住していたことになる [7]『三代』貞観11.2/11 [8]『紀略』寛平5.4/26 [9]『扶桑』延喜4.2/17 [10]『西宮』大延喜(延喜4/4/8) [11]『西宮』二宮大饗(延長3.1/2) [12]『紀略』永観2.8/27 [13]『兵部』久寿2.10/5

表2 皇太子在所となった後宮殿舎

皇太子*1	年齢	年月日*2	殿舎	備考	主な典拠
寛明親王 (15)	3	延長3(925).10/21～	弘徽殿	11/4～8.15～17 は疑華舎	西
	4	延長4(926).2/19～	飛香舎		貞
	4	延長4(926).7/10～	弘徽殿		貞
	8	延長8(930).8/13～	宣耀殿		紀略
成明親王 (15)	8	延長8(930).9/22	宣耀殿	踐祚	踐祚・扶桑
	19	天慶7(944).4/22～ 天慶9(946).4/20	凝華舎 承香殿?*3	立太子 踐祚	紀略 踐祚
憲平親王 (14)	5	天曆8(954).4/23～	凝華舎		紀略
	12	応和1(961).12/17～	昭陽舎または饗芳舎		紀略
	14	応和3(963).2/28	凝華舎	元服	東宮
	15	応和4(964).7/9～	凝華舎		紀略・西
守平親王 (14)	18	康保4(967).5/25	凝華舎または饗芳舎	踐祚	紀略・踐祚・公卿
	11	安和2(969).3/11以前	昭陽舎	*4	紀略
師貞親王 (15)	11	安和2(969).3/11～	凝華舎		紀略
	11	安和2(969).8/13	凝華舎または饗芳舎	踐祚	紀略・踐祚
	2	安和2(969).11/23～	凝華舎		紀略
懐仁親王 (11)	8	天延3(975).7/13～	凝華舎		紀略
	10	貞元2(977).7/29～	昭陽舎		紀略
	14	天元4(981).10.27～	昭陽舎		紀略
居貞親王 (11)	5	永観2(984).8/27～	凝華舎	立太子	紀略・踐祚
	7	寛和2(986).6/23	凝華舎	踐祚	踐祚・扶桑
敦成親王 (11)	25	長保2(1000).12/13～	昭陽舎	*5	権記
	4	寛弘8(1011).10/16～	凝華舎		紀略・権記・御堂小
敦良親王 (11)	8	長和4(1015).9/20～	凝華舎		
	10	寛仁2(1018).4/28～	凝華舎		左・紀略
	19	万寿4(1027).2/26	凝華舎		東寺
	21	長元2(1029).1/8～	昭陽舎		小目
親仁親王 (13)	28	長元3(1036).4/17	昭陽舎	踐祚	左・紀略・踐祚
	14	長曆2(1038).1/9～	凝華舎		扶桑
尊仁親王 (13)	17	長久2(1041).12/19～	昭陽舎	*6	紫花巻第34
	13	永承1(1046).11/22～	昭陽舎(または淑景舎)	元服は12/19	東宮・土右
貞仁親王 (13)	19	延久3(1071).10/13～	昭陽舎		扶桑
	20	延久4(1072).12/8	昭陽舎	踐祚	百・踐祚・扶桑
安仁親王 (11)	11	永保1(1081).8/10～	昭陽舎	元服は8/21	為・水
宗仁親王 (11)	3	長治2(1105).12/25～	弘徽殿		殿・中
	4	嘉承1(1106).4/27～	弘徽殿		中・水
守仁親王 (13)	15	保元2(1157).10/8～	昭陽舎		兵
	16	保元3(1158).8/11	昭陽舎	踐祚	兵・踐祚・百

*1 参考として括弧内に元服の年齢を示した。

*2 年月日に「～」があるものは当日そこへ移動。ないものは当日そこにいることがわかるもの。なお、内裏に居住していても殿舎の不明なものは除いた。

*3 『即位部類記』では皇太子のとき飛香舎とあり、『西宮記』(御即位)ではこのとき凝華舎か。

*4 安和1.9/5に既に昭陽舎の可能性あり。なお、冷泉は康保4.12/26～安和1.10/8の間麗景殿(以降清涼殿)。

*5 立太子翌年の寛和3.1/2には既に内裏に居住。なお、同年2/16に一条が凝華舎から清涼殿へ移御。よって、それ以前居貞は凝華舎には居住していない。初めから昭陽舎の可能性もあり。

*6 『紫花物語』巻第34によれば、長曆1.12/27に内裏に入御。なお、後朱雀はこのとき昭陽舎か。

表3 皇太子任所となった邸宅

皇太子	邸宅(移動時の史料にみえる邸宅の所有者または使用者)*1	備考*2
憲平親王	師輔第(藤原師輔[1])	師輔は外祖父 ○
	朱雀院 伊尹宅(藤原伊尹[2]) 冷泉院	伊尹は外伯父 ○ ※
	一条第 閑院	伊尹第[3] / 伊尹は外祖父 ○ 右京大夫藤致忠所領[4] / 藤原兼通第[5] / 兼通男朝光は春宮大夫
息貞親王	東三条院(南院第)(藤原兼家[6]) 土御門第	兼家は外祖父 ○ 藤原道長家[7] / 道長は外叔父 ○
	東三条院	道長第[8] (冷泉院が正暦6.1/9以降居住)*3 (●か)
	大扶御門第(藤原道綱[9]) 枇杷殿(藤原道長[10])	道綱は春宮大夫 ◎
	頼通宗(藤原頼通[11]) 兼造家(高階兼造[12])	頼通は春宮権大夫 ◎ 兼造は寛弘7.4/10死去の春宮権大夫[13]
	一条第(故源雅信[14]) 一条院別納庁	雅信室(穆子)第 ◎ 一条院はこのとき皇居
	一条院 高倉第(藤原頼通[15]・藤原彰子[16]) 土御門第(藤原道長[17]・藤原彰子[18])	頼通は外叔父・春宮権大夫 ◎◎ 道長は外祖父 ◎
敦成親王	一条院	※
敦良親王	土御門第	○
	憲房宅(藤原憲房[19]) 一条院	故前大式権憲朝陽門第[20] / 彰子御領所[21] / 故権憲・憲房はともに道長・頼通家司
尊仁親王	閑院 能長三条第(藤原能長[22])	藤原能信第か / 能信は春宮大夫 ◎か 能長は春宮大夫能信養子
貞仁親王	閑院 師忠宅(源師忠[23])	師忠は春宮権亮 ◎
実仁親王	二条第(藤原教通[24]) 閑院(穆子内親王[25])	後三条御所(同時に遷御) ●
	三条坊門室町第(穆子内親王[26]) 冷泉院富小路(前斎院[27]) 小野宮	
	四条坊門第(藤原実政[28])	実政はもと後三条院司
	高陽院 高松殿(白河[30]) 土御門殿(源雅実[32]) 大扶殿(白河[33])	藤原忠実第[29] 藤原頼季宅[31] (頼季は白河院司) / しほは白河御所 ● 雅実は白河中宮賢子の同母弟 / 白河御所 ● 藤原(源)明造達 ●
体仁親王	小六条殿 三条西洞院第(宗成[34]) 土御門鳥丸殿	※ ※ ※
守仁親王	鳥羽殿	鳥羽御所 ●
	高松殿	※
	四条高倉家(藤原惟方[35]) 東三条院	惟方は春宮大進・鳥羽院司 ◎ ※
憲仁親王	東三条第 土御門東洞院第(藤原邦綱[36]) 法住寺殿(後白河[37]) 七条殿	邦綱は春宮権大夫 ◎ ◎ ◎ ◎
	六波羅第 閑院 土御門東洞院第(藤原邦綱[39]) 法住寺殿(後白河[40]) 五条東洞院第(藤原邦綱[41])	平清盛第[38] / 清盛は外祖父 ○ ※ ※ ※

*1: 邸宅は使用した順に示した。同じ邸宅の場合、後のものは省略した。

*2: 右端の記号は、○が外殿(母の親及び同母兄弟)、●が院、◎が春宮坊官人による邸宅提供を示す。※は移動時皇居であったもの、あるいは天皇が同時に移っているもの。

*3: 寛弘2.11/27まで居住の可能性あり。ただし、東三条の本院と南院に別れていた可能性はある。

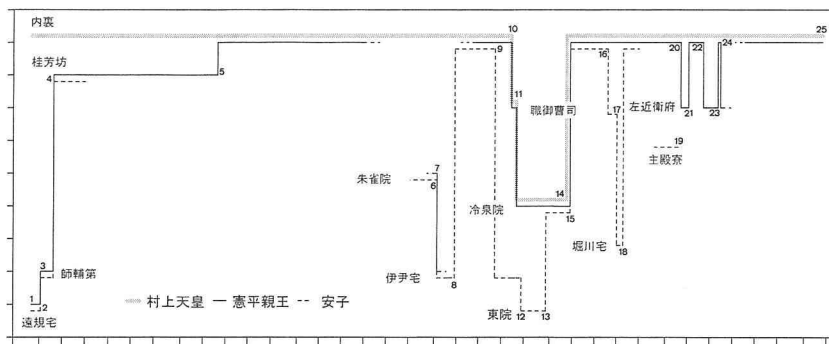
[] は主な典拠: [1]御座(天曆4.7/23) [2]御座(天徳3.3/8) [3]大鑑 [4]紀略(貞元1.11/2) [5]紀略(貞元2.3/26) [6]紀略(寛和2.7/16) [7]院身定部類記(正暦2.11/3) [8]権記(長保2.12/2) [9]紀略(長保4.8/14) [10]紀略(寛弘3.3/4) [11]御堂(寛弘6.10/14) [12]紀略(寛弘6.10/22) [13]権記(寛弘7.4/10) [14]紀略(寛弘6.10/22) [15]紀略(長和3.4/9/7/22)・小(長和3.4/9) [16]小(長和3.4/9) [17]紀略(長和3.7/22)・小(長和4.9/20) [18]紀略(長和4.9/20) [19]春(長暦3.12/26) [20]扶桑(長暦4.9/10) [21]春(長暦4.9/9) [22]皇年代・扶桑(天喜1.11/6) [23]扶桑(延久3.10/4) [24]扶桑・十三(延久4.12/16) [25]平戸(寛元3.8/26) [26]百(承暦4.2/14) [27]水(承暦4.10/24) [28]為(永保2.3/25) [29]為(康和5.8/1) [30]中(康和5.1/25) [31]中・上皇(嘉保2.10/28) [32]中・上皇(長治1.7/11) [33]中(嘉承2.1/15) [34]平戸(寛元3.8/26) [35]兵(久寿2.12/26) [36]兵・玉(仁安1.11/3) [37]玉(仁安2.2/11) [38]山(治承2.7/28・4.11/26) [39]山(治承3.6/12) [40]山・玉(治承3.6/17) [41]玉・百(治承4.1/10)

平安時代の皇太子在所と宮都（中町）

（図の見方と注意）

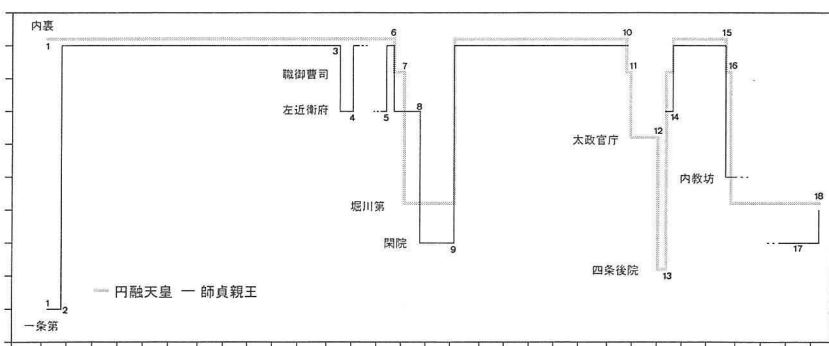
- ① 図の横軸は時間の経過、縦軸は場所を示す。横軸の日盛りの取り方は各図で異なるので要注意（不均等部分は閏月を含む）。また、縦軸はその場所への滞在、縦線は移動を表す。なお、線が途切れているものは移動日や滞在期間が不明なものである（典拠番号がある場合は、その時点までは滞在していたであろうことを示す。番号が付されていない場合は便宜的なものである）。
- ② 同一の邸宅は同じ高さに示す。ただし、複数の邸宅を同一の高さに示していることもあるため、どの邸宅を指すかは図中の表示や各図下の説明を参照のこと。
- ③ 邸宅の名称は、混乱を避けるため、複数ある場合でも統一して示したものとや（例：道長土御門第は上東門第〔院〕、京極第〔院〕ともいうが全て土御門第と表記）、判別しやすいうように補った名称を用いたものもある。各図の説明においては統一していない（典拠とする史料にある名称の一つをとるが、官位や氏姓を省略したものとやわかる範囲で人名に直したものと、邸宅名を補ったものなどあり）。
- ④ 本社への参詣、2・3日内で元の場所に戻る行幸・行啓は原則として図示しなかった。また、短期間で戻っていると思われる方途等で期間の不明なものも除いた。
- ⑤ 各図の説明中心は当日その場所に滞在したことを、→は当日移動したことを表す。丸囲みの数字①などは閏月を表す。
- ⑥ [] 内は主な典拠。

図1 憲平親王



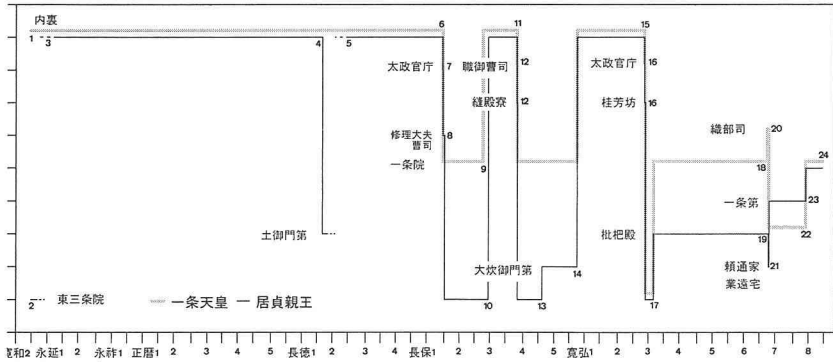
天曆4 1 天曆4(950)5/24 ◇遠規宅(憲平誕生)〔紀略・御産〕 2: 7/10 →中御門家(憲平・安子)〔御産〕 3: 7/23 ◇師輔東一条第(憲平立太子)〔御産〕 4: 10/22 →桂芳坊(憲平・安子)〔紀略・西〕 5: 天曆8(954)4/23 →内裏(憲平)〔紀略〕 6: 天徳3(959)1/3 ◇朱雀院(安子)〔紀略〕 7: 1/25 →伊尹宅(小一条殿とも東一条宅とも) (憲平・安子)〔紀略・御産(1/25・3/8)〕 8: 6/16 →内裏(安子)〔紀略・御産〕 9: 4(960)5/10 →伊尹一条宅(安子)〔紀略・扶桑〕 10: 9/23 [内裏焼亡] →職御曹司(村上・憲平)〔紀略・扶桑〕 11: 11/4 →冷泉院(村上・憲平)〔紀略〕 12: 12/15 →東院(安子)〔紀略〕 13: 応和1(961)6/3 →冷泉院(安子)〔紀略〕 14: 11/20 →内裏(村上)〔紀略〕 15: 12/17 →内裏(憲平・安子)〔紀略〕 16: 2(962)10/20 →職御曹司(安子)〔紀略〕 17: 3(963)1/2 →兼通堀川宅(安子)〔紀略〕 18: 2/23 →内裏(安子)〔紀略〕 19: 4(964)4/29 ◇主殿寮(安子崩御)〔紀略〕 20: 5/7 →左近衛府(憲平)〔紀略・西〕 21: 7/9 →内裏(憲平)〔紀略・西〕 22: 康保1(964)11/7 →左近衛府(憲平)〔紀略〕 23: 2(965)3/4 →内裏(憲平)〔紀略〕 24: 3/23 →左近衛府(憲平)〔紀略〕 25: 4(967)5/25 ◇内裏(村上崩御・憲平踐祚)〔紀略・踐祚〕
 * 〔紀略〕康保1.5/5 条に「東院者皇后領、在東院東路待賢門路之宅」とあり、東院は東一条第またはそれに付属する邸宅をさす可能性あり

図2 師貞親王



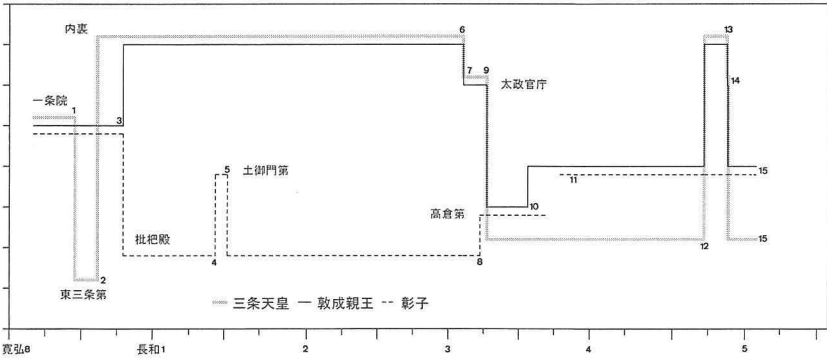
安和2 1 天禄1 1 天禄1 2 天禄1 3 貞元1 1 天元1 1 天元1 2 天元1 3 天元1 4 永観1 1 永観1 2
 1: 安和2(969)8/13 ◇内裏(守平踐祚)◇一条第(師貞立太子)〔紀略・踐祚〕 2: 11/23 →内裏(師貞)〔紀略〕 3: 天延3(975)4/8 →左近衛府(師貞)〔紀略〕 4: 7/13 →内裏(師貞)〔紀略〕 5: 4(976)3/16 左近衛府→内裏(師貞)〔紀略〕 6: 5/11 [内裏焼亡] →職御曹司(内裏)→左近衛府(師貞)〔紀略〕 7: 貞元1(976)7/26 →兼通堀川第(四條)〔紀略・帝王〕 8: 11/20 →関院(師貞)〔紀略〕 9: 2(977)7/29 →内裏(四條・師貞)〔紀略〕 10: 天元3(980)11/22 [内裏焼亡] →職御曹司(内裏)〔紀略〕 11: 12/21 →太政官庁(内裏)〔紀略〕 12: 4(981)7/7 →四條後院(内裏)〔紀略・百〕 13: 9/13 →職御曹司(内裏)→左近衛府(師貞)〔紀略・小日〕 14: 10/27 →内裏(内裏・師貞)〔紀略〕 15: 5(982)11/17 [内裏焼亡] →職御曹司(内裏)→内教坊(師貞)〔紀略〕 16: 12/25 →堀川院(内裏)〔紀略〕 17: 未観2(984)3/15 ◇関院(師貞)〔紀略〕 18: 8/27 ◇堀川院(内裏讓位)◇関院→堀川院(師貞踐祚)〔紀略・踐祚・百〕
 * 天延3.11/5 以前に左近衛府〔紀略〕

図3 居貞親王



1: 寛和 2(986)6/23 ◇内裏(愍仁踐祚) [踐祚・扶桑] 2: 7/16 ◇(東三条)南院第(居貞立太子) [紀略・立坊] 3: 3(987)1/2 ◇内裏(居貞) [小] 4: 長徳 1(995)9/5 →上東門院京極第(居貞) [為(准和 5.8.21)] 5: 2(996)7/20 ◇内裏(居貞) [小] 6: 長保 1(999)6/14 【内裏焼亡】 →太政官(一条・居貞) [紀略・本朝] 7: 6/16 →一条大宮院(一条) / →修理大夫曹司(居貞) [紀略・本朝] 8: 7/8 →東三条(居貞) [小(77)] 9: 2(1000)10/11 →内裏(一条) [紀略・權記] 10: 12/13 →内裏(居貞) [紀略・權記] 11: 3(1001)11/18 【内裏焼亡】 →職御曹司(一条) / →縫殿寮(左近馬場とも)(居貞) [紀略・權記] 12: 11/22 →一条院(一条) / →東三条院(居貞) [紀略・權記] 13: 4(1002)8/14 →大大道禰大炊御門第(居貞) [紀略・本朝] 14: 5(1003)10/8 →内裏(一条・居貞) [紀略] 15: 寛弘 2(1005)11/15 【内裏焼亡】 →太政官朝所(一条) / →桂芳坊(居貞) [紀略・小] 16: 11/27 →東三条院(一条) / →東三条南院(居貞) [御堂・小] 17: 3(1006)3/4 →一条院(一条) / →批把殿(居貞) [紀略・權記] 18: 6(1009)10/5 【一条院焼亡】 →織部司(一条) [紀略・百] 19: 10/14 →頼通家(居貞) [御堂] 20: 10/19 →批把第(一条) [紀略・權記] 21: 10/22 高階業遠宅(一院) [紀略・御堂] 22: 7(1010)11/28 →一条院(一条) [紀略・權記] 23: 12/2 →一条院別納庁(居貞) [紀略・權記] 24: 8(1011)6/13 ◇一条院(一条讓位) / 一条院別納庁(一条院) [紀略・踐祚] 25: 東三条院と南院、一条院と別納庁はそれぞれ園中では区別しなかった

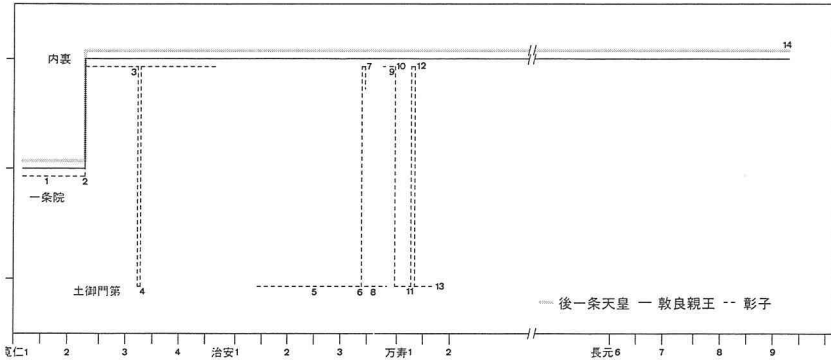
図4 敦成親王



1: 寛弘 8(1011)6/13 一条院(居貞踐祚) →東三条第(三条) / 敦成立太子 [紀略・權記・踐祚] 2: 8/11 →内裏(三条) [紀略・權記] 3: 10/16 一条院→内裏(敦成) / 別納一批把殿(影子) [紀略・權記] 4: 9(1012)6/8 →土御門第(影子) [小] 5: 7/8 →批把殿(影子) [紀略・小] 6: 長和 3(1014)2/9 【内裏焼亡】 →太政官朝所(三条) / →弁曹司(敦成) [紀略・小] 7: 2/20 →松本曹司(三条) / →職御曹司(敦成) [紀略・小] 8: 3/22 →頼通高倉第(影子) [小・紀略(320)] 9: 4/9 →批把殿(三条) / →權大夫頼通上東門家(高倉殿) (敦成) [紀略・小] 10: 7/22 →道長上東門第(敦成) [紀略] 11: 11/17 ◇土御門第(影子) [小] 12: 4(1015)9/20 →内裏(三条・敦成) [紀略・小] 13: 11/17 【内裏焼亡】 →松本曹司(三条) / →太政官朝所(敦成) [御堂・小・紀略] 14: 11/19 →批把第(三条) / →土御門第(敦成) [小・紀略] 15: 5(1016)1/29 ◇批把第(三条讓位) / ◇上東門第(敦成踐祚) / ◇上東門第(影子) [百・小・御堂]

平安時代の皇太子在所と宮都（中町）

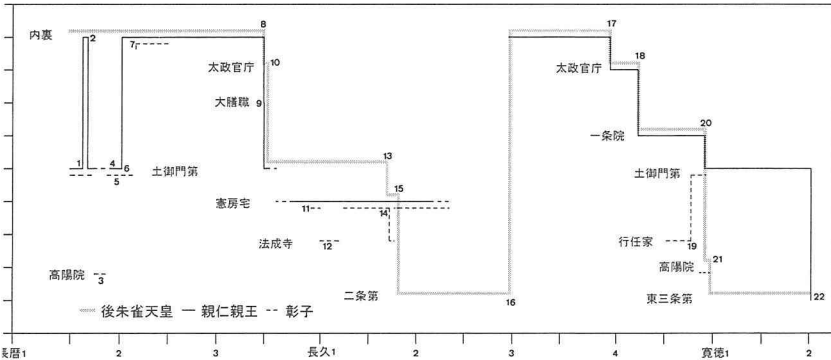
図5 敦良親王



1: 寛仁1(1017)8/9 ◇一条院(敦良立太子)[立坊・小・御堂] 2: 2(1018)4/28 一内裏(後一条・敦良・影子)[御堂・小・左] 3: 3(1019)3/22 →上東門第(影子)[小] 4: 4/11 →内裏(影子)[小] 5: 治安2(1022)7/8 ◇上東門院(影子)[左] 6: 3(1023)5/26 一内裏(影子)[小] 7: 6/19 内裏 →(影子)[小] 8: 8月◇土御門院(影子)[采花] 9: 11/29 ◇内裏(影子)[小] 10: 12/16 →上東門院(影子)[小] 11: 4(1024)4/7 →内裏(影子) [紀略] 12: 5/2 →上東門第(影子) [紀略] 13: 影子はこの後も内裏、土御門第、高陽院などを移動するが省略 14: 長元1(1036)4/17 ◇内裏(後一条崩御・敦良踐祚)[左・紀略・踐祚]

※万寿2年から長元6年の間に省略を入れた

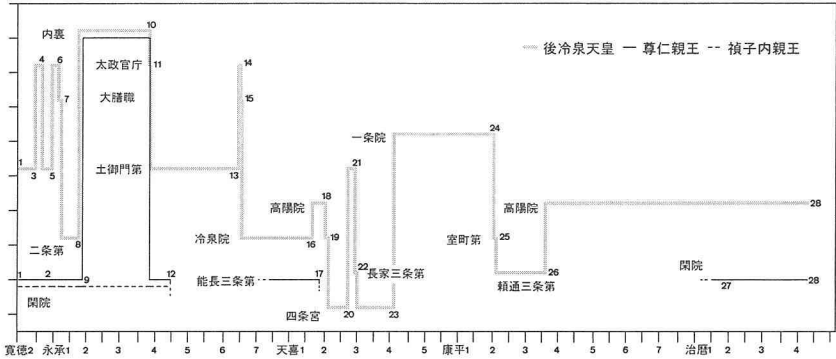
図6 親仁親王



1: 長暦1(1037)8/17 上東門院一内裏(親仁立太子)[為(康和5.8/17)・扶桑] 2: 9/5 一上東門院(親仁)[行親] 3: 10/23 ◇高陽院(影子)[行親] 4: 12/7 ◇院(土御門第カ)(親仁)[行親] 5: 12/18 ◇土御門第カ(親仁・影子)[行親] 6: 2(1038)1/9 一内裏(親仁)[扶桑][采花] 7: 11/27 一内裏 →(移動) 7: 3月一内裏(影子)[采花] 8: 3(1039)6/27 一太政官朝所(後朱雀) →大膳職(親仁)[百・扶桑] 9: 6/28 →上東門院(親仁)[扶桑] 10: 7/13 →上東門院(後朱雀)[百・扶桑]*1 11: 12/26 ◇憲房宅(親仁) →憲房宅(影子)[春・扶桑] 12: 4(1040)1/27 ◇東北院(影子)[扶桑] 13: 9/9 一土御門第焼亡 →故惟憲陽明門第 →故惟憲陽明門第(親仁・影子)[春・扶桑] 14: 9/18 →御堂(法成寺)(影子)[春] 15: 10/22 →教通二条第(後朱雀) ◇憲房宅(影子)[春・扶桑] 16: 長久2(1041)12/19 一内裏(後朱雀・親仁)[扶桑・公卿・十三]*2 17: 3(1042)12/8 一内裏焼亡 →太政官朝所(後朱雀・親仁)[百・扶桑] 18: 4(1043)3/23 →一条院(後朱雀・親仁)[百・扶桑] 19: 10/10 行任家 →上東門院(影子)[上右] 20: 12/1 一条院焼亡 →高陽院(後朱雀) →京極殿(親仁)[扶桑・百・采花] / [采花]によれば影子は高陽院 21: 12/21 一東三条院(後朱雀) 22: 寛徳2(1045)1/16 ◇東三条(後朱雀) 兼位 / 上東門院 →東三条(親仁踐祚)[職年・皇年代・國史原(貞和4.9/5)]

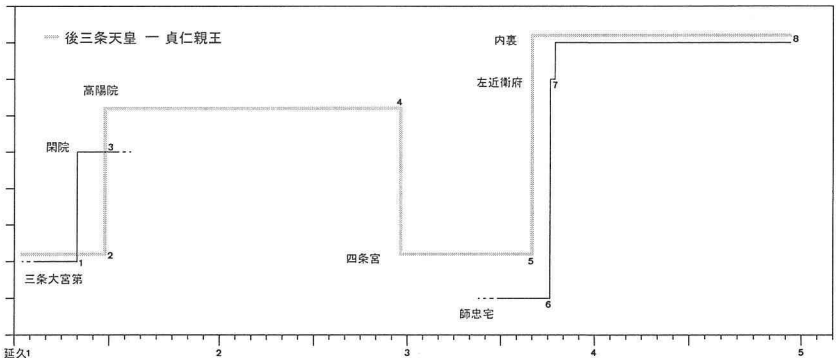
*1 [采花]巻第34によれば影子は6/27には御堂、7/13には京極殿、また、その間に憲房家を在所とする記載がある
*2 [百]は上東門院より遷御となっているが取らない。また、[扶桑]には天皇の移幸に「親仁親王扈從」とあり、天皇と共にあったようにもとれるが、皇太子が二条第に居住した形跡がないのでここでは別所からとしておく

図7 尊仁親王



1: 寛徳 2 (1045) 1/16 ◇東三条(親仁踐祚)→上東門(後冷泉)【踐祚・皇年代・園太曆(貞和 4.9/3)】→閑院カ(尊仁立太子)【春】 2: 寛徳 2 ~ 永承 1 ◇閑院(尊仁)【棠花・東宮(永承 1.11/22)】◇閑院カ(禎子)【棠花】* 3: 寛徳 2 (1045) 6/13 →太政官朝所(後冷泉)【百】 4: 8/27 →京極院(後冷泉)【百(6/13)】 5: 12/16 →太政官朝所(後冷泉)【百・扶桑】 6: 3 (1046) 2/28 【太政官朝所焼亡】→大膳職(後冷泉)【百(2/18)・扶桑】 7: 4/4 →教通二条第(後冷泉)【百・扶桑】 8: 永承 1 (1046) 10/8 →内裏(後冷泉)【百・扶桑】 9: 11/22 →内裏(尊仁)【東宮・土右・扶桑】 10: 3 (1048) 11/2 【内裏焼亡】→太政官朝所(後冷泉)【百・扶桑】→閑院(尊仁)【十三・扶桑】 11: 11/10 →京極院(後冷泉)【百・十三】 12: 4 (1049) 6/23 【閑院焼亡】◇閑院(尊仁・禎子)【百・十三】 13: 6 (1051) 6/16 →太政官朝所(後冷泉)【十三】 14: 7/11 →大膳職(後冷泉)【十・扶桑】 15: 7/19 →冷泉院(後冷泉)【百・扶桑】 16: 天喜 1 (1053) 8/20 →高陽院(後冷泉)【百・十三】 17: 11/6 【能長三条第焼亡】◇能長三条第(尊仁)【皇年代・扶桑】 18: 2 (1054) 1/8 【高陽院焼亡】→冷泉院(後冷泉)【百・扶桑】 19: 2/16 →頼通四条宮(後冷泉)【百・十三(2/14)】 20: 9/22 →上東門院(後冷泉)【百・十三】 21: 12/8 【土御門第焼亡】→長家三条第(女院御在所)【後冷泉】【百・扶桑】 22: 12/28 →四条宮(後冷泉)【百・扶桑】 23: 4 (1056) 2/22 →一条院(後冷泉)【百(2/21)・十三】 24: 康平 2 (1059) 1/8 【一条院焼亡】→上東門院室町第(後冷泉)【百・十三・扶桑】 25: 2/8 →頼通三条第(後冷泉)【百・十三】 26: 3 (1060) 8/11 →高陽院(後冷泉)【百・扶桑】 27: 治暦 1 (1065) 12/9 ◇閑院(尊仁)【一代・親土】(8/13 も閑院カ【仁和寺御佛】) 28: 4 (1068) 4/19 ◇高陽院(後冷泉崩御)◇閑院(尊仁踐祚)【扶桑・百・踐祚】
* 永承 3.3/13 には禎子内親王は閑院を在所としていることがわかる【春】

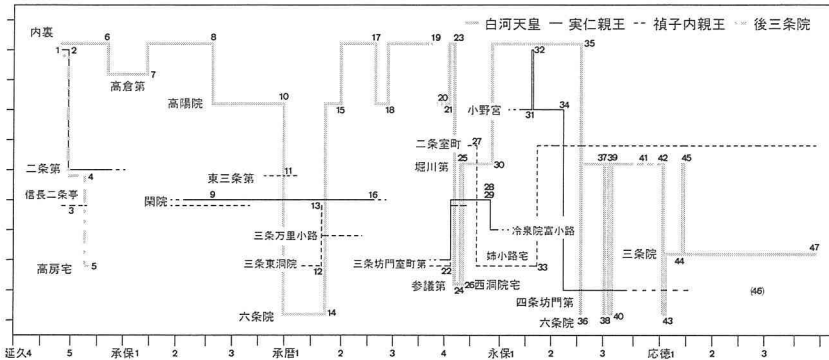
図8 貞仁親王



1: 延久 1 (1069) 4/28 大宮第一→閑院(貞仁立太子)【十三・土右・為(康和 5.8/17)】 2: 6/21 →高陽院(後三条)【百・扶桑】 3: 7/2 ◇閑院(閑院から高陽院へ参観)(貞仁)【十三・扶桑】* 4: 2 (1070) 12/17 →四条宮(後三条)【十三】 5: 3 (1071) 8/28 →内裏(後三条)【十三・扶桑】 6: 10/4 権亮源師忠宅→左近衛所(貞仁)【扶桑】 7: 10/13 →内裏(貞仁)【扶桑】 8: 4 (1072) 12/8 ◇内裏(後三条讓位・貞仁踐祚)【百・扶桑・踐祚】
* 貞仁は延久 2.2/26 に閑院に行啓とある【扶桑】ので、それ以前に他所に移動か【十三】では「行幸閑院、親母儀、皇太子扈從」とあり

平安時代の皇太子在所と宮都（中町）

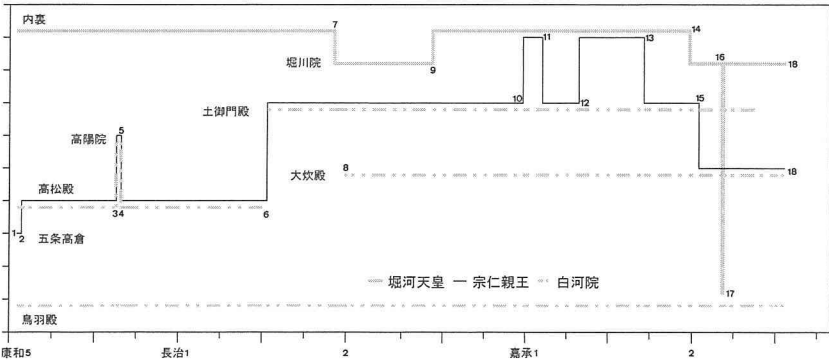
図9 実仁親王



1: 延久4 (1072) 12/8 ◯内裏(真仁踐祚) / ◯内裏カ(実仁立太子)*1 [百・扶桑・踐祚] 2: 12/16 一教通二条第(後三条・実仁) [扶桑・十三・為] 3: 5(1073) 1/8 ◯信長二条第(植子) [為] 4: 4/7 一源高房宅(後三条) [扶桑] 5: 5/7 ◯高房大炊御門亭(後三条御前) [百] 6: 9/16 一堀通高倉第(白河) [百・十三・扶桑] 7: 6(1074) 6/16 一内裏(白河) [十三・扶桑] 8: 承保2 (1075) 8/14 一高陽院(白河) [十三・扶桑] 9: 8/16 ◯院院(实仁) / ◯院院カ(植子) [平戸(寛永38/26)] 10: 3(1076) 12/21 一六条皇居(白河) [百・十三] 11: 4(1077) 1/11 ◯東三条第(植子) [十三・公卿] 12: 9/16 [三條東洞院焼亡] 一院院(植子) [水] 13: 9/18 一三條方里小路(植子) [水] 14: 10/9 一高陽院(白河) [水・十三] 15: 承暦1 (1077) 2/25 一内裏(白河) [十三・水 (22/23)] 16: 2(1078) 8/9 ◯院院(实仁) [兵(久寿21/1)] 17: 8/27 一高陽院(白河) [百・扶桑] 18: 11/25 一内裏(白河) [十三 (12/25)・扶桑] 19: 3(1079) 11/4 ◯内裏カ(白河) [水] 20: 4(1080) 1/6 ◯高陽院(白河) [水] 21: 2/6 [高陽院焼亡] 一内裏(白河) [百・十三・扶桑] 22: 2/14 [三條坊門室町焼亡] 一院院(实仁) [植子] [百・扶桑] 23: 3/10 一参議第2(白河) [十三] 24: 4/23 一師実堀川第(白河) [十三・公卿] 25: 4/28 一西洞院内裏(後堀子) (白河) / ◯院院(实仁) [百・帥] 26: 5/11 一堀川第(白河) [帥・百・水] 27: 8/17 二条室町一讀破守姉小路宅(植子) [水] 28: 10/23 [院院焼亡] 一南御堂(实仁) [水] 29: 10/24 一前高院冷泉院富小路(实仁) [水] 30: 11/3 一内裏(白河) [十三・水] 31: 永保1 (1081) 8/10 小野宮一内裏(实仁) [為・水] 32: 8/23 二小野宮(实仁) [水・為] 33: 9/21 姉小路一三条室町御所(植子) [水] *3 34: 2(1082) 3/25 一実政四条坊門第(实仁) [為] 35: 7/29 [内裏焼亡] 一六条内裏(白河) [十三・扶桑] 36: 8/3 一堀河院(白河) [百] 37: 3(1083) 1/7 一六条院(白河) [後二条・十三] 38: 1/12 一堀河殿(白河) [後二条・十三 (1/11)] 39: 2/9 一六条院(白河) [後二条] 40: 3/1 一堀川院(白河) [後二条・十三] 41: 白河天皇はこの後もしばしば六条院へ(9/17-10/28-11/2, 12/1-12/2, 12/20-12/24) 42: 4(1084) 1/22 一六条院(白河) [公卿] 43: 応徳1 (1084) 2/11 一三條殿(白河) [後二条・百・十三] 44: 6/5 一堀川院(白河) [水・後二条] 45: 6/15 一三條内裏(白河) [公卿・年中] 46: 2(1085) 11/8 場所不明(实仁) [從去] [為・百・扶桑] 47: 3(1086) 11/26 ◯三條院(白河讓位) / 大炊殿一堀河院(实仁立太子・踐祚) [踐祚・扶桑・皇年代]

*1 [扶桑]や[為]によれば12/16に実仁は内裏から移動。従って立太子も内裏か。
 *2 史料には「参議師光卿宅」とあるが、当時の参議に該当人物はいない。御師忠第か。なお、西洞院宅と同じ邸宅の可能性あり。
 *3 [視王]から寛治1/6に土御門院御在所は「二条北室町東」であることがわかる。それと三條室町御所が同じ邸宅であると解し、この後も同邸宅に居住したとしておく。

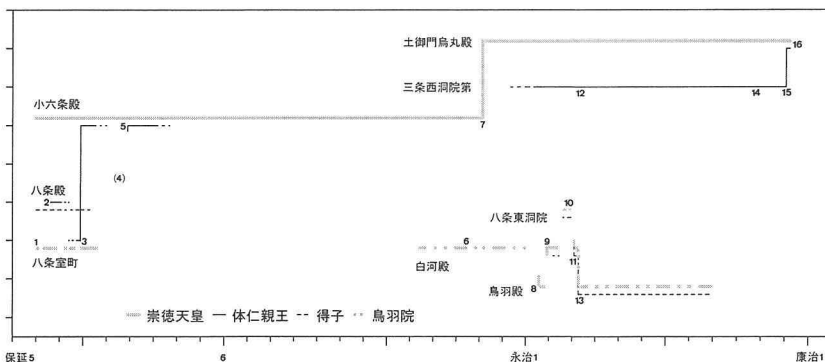
図10 宗仁親王



1: 康和5 (1103) 1/16 ◯五条北高倉西願隆宅(宗仁誕生) [中・重恵] 2: 1/25 一院御所高松(宗仁) [中・為] 3: 8/17 高松第一高陽院(宗仁立太子) [殿・為・本朝] 4: 8/26 一高松殿(白河) [為・本朝] 5: 8/27 一高松殿(宗仁) [為・願隆・本朝] 6: 長治1 (1104) 7/11 一雅妻土御門亭(白河・宗仁) [中・土皇] 7: 12/8 一堀川院(堀河) [中・殿・百] 8: 12/27 一太炊殿(白河) [殿・中・上皇] 9: 2(1105) 6/8 一内裏(堀河) [殿・中] 10: 12/25 一内裏(宗仁) [殿・中] 11: 3(1106) 2/7 一土御門亭(宗仁) [中] 12: 嘉承1 (1106) 4/27 一内裏(宗仁) [中・水] 13: 9/17 一土御門院(宗仁) [中・水] 14: 12/25 一堀川院(堀河) [殿・中・水] 15: 2(1107) 1/15 一太炊殿(白河・宗仁) [殿・中・土皇] 16: 3/5 一鳥羽(堀河) [殿・中・百] 17: 3/8 一堀川院(堀河) [殿・中・百] 18: 7/19 ◯堀河院(堀河崩御) / ◯大炊御門東洞院亭(宗仁踐祚) [殿・中・踐祚]

※白河院に関しては移動が非常に頻繁であるため、在所として用いられている主な邸宅を同時に複数示した

図11 体仁親王

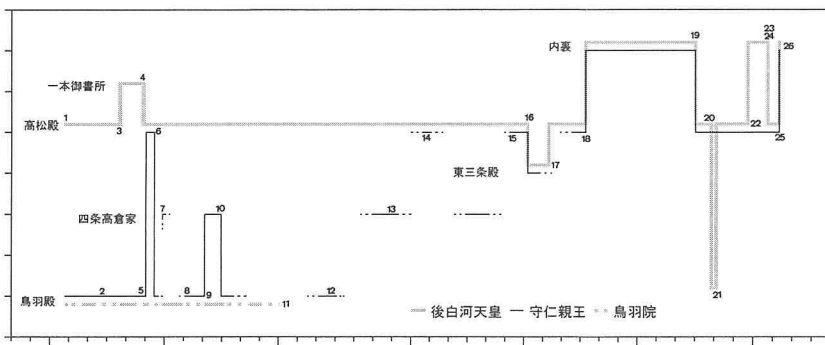


保延5 6 永治1 康治1

1: 保延 5(1139)5/1 ◇八条室町(鳥羽)[台] 2: 5/18 ◇八条殿カ(体仁誕生・得子)[台(5/20,22,24)] 3: 6/27 八条室町→小六条(体仁)[台]*
 4: 8/17 場所不明(体仁立太子)[百・十三] 5: 8/27 →小六条殿(体仁)[十三] 6: 6(1140)10/12 ◇白河殿(鳥羽)[古今] 7: 11/4 →土御門
 内裏(崇徳)[百・壇祭] 8: 7(1141)1/17 →鳥羽(鳥羽)[三条] 9: 1/27 →白河殿(鳥羽)[三条] 10: 2/25 ◇八条東洞院御所(この石清水八幡宮へ)
 [鳥羽・得子][兵] 11: 3/3 →白河新御堂御所(鳥羽・得子)[上皇] 12: 3/7 三條北西洞院(体仁) / 白川殿(鳥羽・得子)
 [兵] 13: 3/8 →鳥羽(鳥羽・得子)[兵] 14: 未治 1(1141)10/26 ◇三條北西洞院東第(体仁)[平戸(寛元 3,8,26)] 15: 12/2 →土御門殿(体
 仁)[十三] 16: 12/7 ◇土御門殿(崇徳讓位・体仁踐祚)[百・踐祚]

* 八条室町と体仁の誕生した八条殿は同じ邸宅である可能性あり

図12 守仁親王



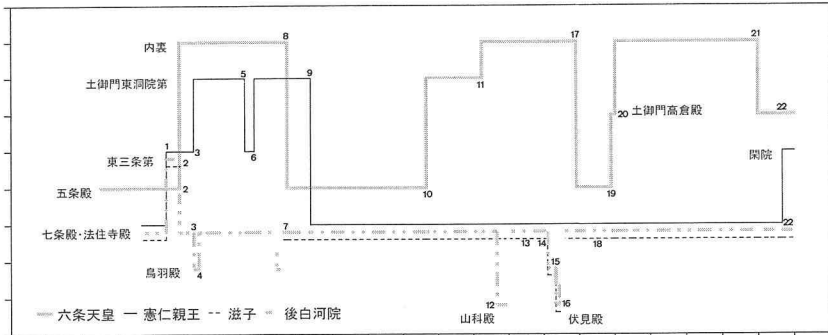
久寿2 保元1 2 3

1: 久寿 2(1155)7/24 ◇高松殿(雅仁踐祚)[兵・山・踐祚] 2: 9/23 →鳥羽南殿(守仁立太子)[兵・台・山] 3: 10/20 →一本御書所(後白河)
 [兵・山] 4: 11/26 →高松殿(後白河)[兵・台・山] 5: 12/1 鳥羽南殿→高松内裏(守仁)[兵・台・山] 6: 12/14 →鳥羽殿(守仁)[兵・台] 7
 : 12/26 →大進惟方四条高倉家(守仁)[兵] 8: 3(1156)2/5 ◇鳥羽南殿(守仁)[兵・山] 9: 5/3 鳥羽田中殿→四条高倉惟方家(守仁)[兵]
 10: 3/29 →鳥羽殿(守仁)[兵] 11: 保元 1(1156)7/2 ◇鳥羽安養寺院(鳥羽扇御)[兵・百] 12: 9/25 ◇鳥羽南殿(守仁)[兵] 13: 11/29 ◇
 四条高倉(守仁)[兵] 14: 2(1157)1/19 ◇高松殿(守仁)[山] 15: 6/7 ◇高松殿(四条高倉より内裏)(守仁)[兵] 16: 7/6 →東三条殿
 (後白河・守仁)[兵] 17: 8/9 →高松殿(後白河)[兵] 18: 10/8 →内裏(後白河・守仁)[兵] 19: 3(1158)4/1 →高松殿(後白河・守仁)[兵] 20
 : 4/26 →鳥羽殿(後白河)[兵] 21: 5/3 →高松殿(後白河)[兵] 22: 6/21 →内裏(後白河)[兵] 23: 7/22 →春日殿一条北辺室(後白河)
 [兵] 24: 7/23 →高松殿(後白河)[兵] 25: 8/10 →内裏(後白河・守仁)[兵・山] 26: 8/11 ◇内裏(後白河讓位・守仁踐祚)[兵・山・踐祚]
 ※鳥羽殿内での移動は省略した

* 「春宮御在所四條高倉、依今日懼、近曹人内了」(史料大成本)とあるが、「近曹」は「近曾」か。この日以前に移動したと解した

平安時代の皇太子在所と宮都（中町）

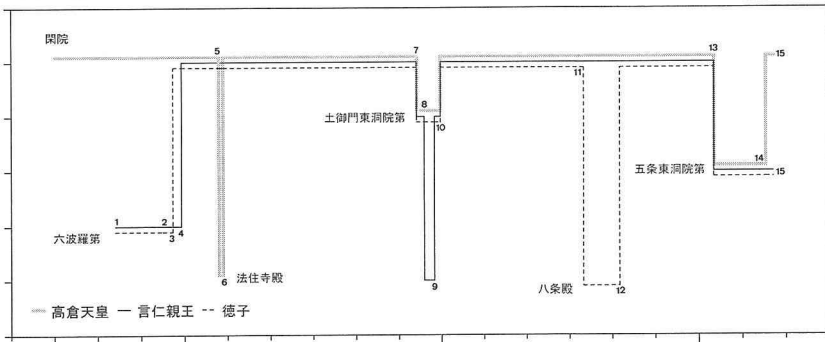
図13 憲仁親王



仁安1

1: 仁安 1(1166)10/10 東山七条末御所→東三条亭(憲仁立太子・後白河・滋子) [兵・玉] 2: 10/21 →内裏(六条) / 東三条第一東山殿(後白河) [兵] 3: 11/3 →那羅土御門東洞院家(憲仁) / →鳥羽北殿(後白河) [兵・玉・土皇] 4: 11/7 →七条殿(後白河) [兵・土皇] (2.1/13-116)にも鳥羽殿 [兵] 5: 12/16 →東三条殿(憲仁) [泰親(1224)] 6: 12/24 【東三条第焼亡】 →那羅土御門亭(憲仁) [百・泰親] 7: 2(1167)1/19 七条川原上御所→東山殿(法住寺殿)(後白河・滋子) [兵・仙洞] 8: 1/22 →五条殿(六条) [兵] 9: 2/11 →法住寺殿(憲仁) [玉] 10: 5/19 →土御門殿(六条) [兵] 11: 7/7 →内裏(六条) [兵] 12: 7/20 →山科殿(後白河) [兵・仙洞] 13: ⑦/15 ◇七条末殿(後白河) [兵] 14: 8/3 →鳥羽殿(後白河・滋子) [兵] 15: 8/10 →伏見殿(後白河・滋子) [兵・仙洞] 16: 8/13 伏見院殿(還御)(後白河) [兵] 17: 8/27 →五条殿(六条) [兵] 18: 9/15 ◇法住寺殿(この日熊野御精進屋に還御)(後白河) [兵] 19: 9/27 【五条殿焼亡】 →土御門高倉殿(六条) [兵・玉・百] 20: 9/30 →内裏(六条) [兵] 21: 3(1168)1/29 →高倉殿(六条) [兵] 22: 2/19 →土御門高倉(六条讓位) / 東山七条御所→閑院(憲仁踐祚) [兵・玉・踐祚]
※法住寺殿・七条殿間の移動は省略した

図14 言仁親王



治承2

1: 治承 2(1178)11/12 ◇六波羅(言仁誕生) [玉・山] 2: 12/15 ◇六波羅第(言仁立太子) [玉] 3: 12/22 →閑院(徳子) [玉] 4: 12/28 →閑院(言仁) [玉] 5: 3(1179)1/23 →法住寺殿(高倉) [山・玉] 6: 1/26 →閑院(高倉) [山・玉] (この後もしばしば七条殿・法住寺殿に方違行幸あり) 7: 6/12 →土御門第 [山・玉] 8: 6/17 →法住寺殿(言仁) [山・玉] 9: 6/24 →土御門皇居(言仁) [玉] 10: 6/28 →閑院 [玉] 11: 10/10 →八条殿(徳子) [山・玉] 12: 11/5 →閑院(徳子) [山] 13: 4(1180)1/10 →五条東洞院亭 [玉・百] 14: 2/16 →閑院(高倉) [山・玉・百] 15: 2/21 →閑院(高倉讓位) / ◇五条東洞院(言仁踐祚) [山・玉・踐祚]

The Political Importance of the Dwellings of Crown Princes: Reflections on the Significance of Court Geography

by

NAKAMACHI Mikako

This monograph explores the political significance of changes in the location of dwellings for crown princes and the geography of court and capital.

Crown princes initially resided in their own specially designated quarters (togu 東宮) located within the larger palace compound. In the tenth century, however, this residence was permanently moved inside the emperor's palace (dairi 内裏), even though, the crown prince continued dwelling in the larger palace compound as before, irrespective of the identity of the crown prince. From the late tenth century downward, however, the emperor tended to abandon residing in the 'official' palace, choosing instead to dwell in 'provisional' palaces (sato dairi 里内裏). The dwellings of crown princes were not always located in 'provisional' palaces, and were instead designated on the basis of relations with the emperor, retired emperors, the mother of the crown prince, or other kinship ties. From the late eleventh century onward, crown princes no longer invariably lived in the emperor's dairi compound, even at times when the emperor continued to reside there. Thus, the designation of the dwelling of the crown prince served to strengthen the ties of crown princes, and to highlight their political importance. To conclude, the eleventh century changes in the residences of crown princes reflects a relative weakening of the central palace, and represents a further crumbling of the rigid, geometric geography of the ancient (ritsuryo) capital.